# 業務要覧

令和7年版

神戸運輸監理部

## 目 次

## 総務企画部

•	ひひ マク ≐田	٦
L	総務議	1

1	沿草	直·····································	1
2	歴代	弋海運・運輸監理部長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総総	1
3	管輔	書区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総総	2
4	組組	<b>識及び主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 総総	3
5	海事	<b>『</b> 功労者等表彰···········総総	4
6	叙熏	<b>勲及び褒章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	5
【安全	防災	・危機管理課】	
1	安全	È防災・危機管理対策·····・総安	1
	(1)	年末年始の輸送等に関する安全総点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・総安	1
	(2)	運輸安全防災・危機管理業務推進本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・総安	1
	(3)	防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総安	2
	(4)	運輸安全マネジメントセミナー等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 総安	2
	(5)	安全統括管理者及び運航管理者研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総安	3
	(6)	阪神・淡路大震災から30年を振り返る取組・・・・・・・・・・・・・総安	3
【企画	課】		
1	地拉	或公共交通活性化の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)	「地域の足」の確保に向けた取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・総企	1
	(2)	陸上交通の確保維持・活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総企	1
	(3)	海上交通の確保維持・活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総企	2
	(4)	地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業・・・・・・・・・・・・・・・・総企	2
	(5)	企画切符の販売支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	観シ	光振興の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1)	地域の特色を活かした観光地域づくり推進に係る調査事業・・・・・・・・総企	3
	(2)	海事観光の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総企	3
【物济	施設文	対策官】	
1	倉庫	軍業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)	事業者数及び所管面(容)積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総物	1
	(2)	倉庫需要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総物	2
	(3)	倉庫管理主任者スキルアップセミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・総物	3
2	物流	<b>帝の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	4
	(1)	物流総合効率化計画の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

	(2)	物資の流通の効率化に関する法律の改正について・・・・・・・・・総物	4
	(3)	モーダルシフト等推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・総物	5
	(4)	グリーン物流等に係る普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・総物	5
	(5)	物流分野におけるエネルギー使用の合理化・・・・・・・・・・・総物	5
	(6)	トラック・物流荷主特別対策室(通称:トラック・物流Gメン)・・・・・・総物	5
	(7)	交通環境教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総物	5
3	災害	<b>『に強い物流システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総物</b>	6
4	バリ	Jアフリーの推進·····・総物	6
	(1)	バリアフリー教室の開催・・・・・・・・・・・・・・・・総物	6
	(2)	関係機関との連携・・・・・・・・・・総物	6
海事振	興部		
【旅客			
1	旅智	宮船事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海旅	
	(1)	旅客船事業者数及び航路数・・・・・・・・・・・・・・・・・海旅	
	(2)	旅客船事業の増減状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・海旅	
	(3)	輸送実績の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海旅	
2		<b>引港場寄港及び沿岸輸送特許・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海旅</b>	
3		■思想の普及·····・海旅 1	
4	経言	営改善支援事業に関する補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海旅 1	1
【貨物	・港道	重課】	
1	内船	亢海運の現況・・・・・・・・・・・海貨	1
	(1)	内航海運登録事業者数等・・・・・・・・・・・海貨	1
	(2)	法人・個人別事業者数・・・・・・海貨	1
	(3)	船種・船型別船腹量及び隻数・・・・・・・海貨	
	(4)	自家用船舶使用届出状況(100総トン以上)・・・・・・・・・海貨	2
	(5)	内航海運業地区別登録事業者分布状況・・・・・・・・・・・・・・・海貨	3
2		勿利用運送事業の現況・・・・・・・・海貨	
3	港灣	弯運送事業の現況・・・・・・・・・・・海貨	4
	(1)	港湾運送事業者数・許可数・・・・・・・・・・海貨	4
	(2)	港湾運送実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 海貨	5
	(3)	港湾労働者の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海貨	9
【船舶			
1	造舟	品業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	造船所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海舶	1

		(2)	船舶の建造・修繕実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海舶	1
	2	舶月	月工業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海舶	2
		(1)	舶用工業事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海舶	2
		(2)	舶用工業の実績・・・・・・・・・・・・海舶	3
	3	造船	B業・舶用工業対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 海舶	9
		(1)	人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海舶	9
		(2)	造船業における労働災害防止指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・海舶 1	0
	4	舟般	ĕ利用の現況·····・海舶 1	0
		(1)	「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
		(2)	海の駅・防災桟橋等の活用による舟艇利用促進事業・・・・・・・・・海舶 1	1
	5	ŧ-	- ターボート競走の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【船	員:	労政説	₹】	
	1	船員	員労働の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 海員	1
		(1)	船員の労働組合組織率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海員	1
		(2)	船員最低賃金の状況・・・・・・・・・海員	1
		(3)	船員の福利厚生施設の状況・・・・・・・海員	1
		(4)	船員の確保対策・・・・・・・海員	2
		(5)	個別労働関係紛争等の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・海員	3
	2	船員	員職業安定業務の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海員	3
		(1)	船員の雇用情勢・・・・・・・・・・・海員	3
		(2)	雇用促進等対策・・・・・・・・・・・・海員	5
		(3)	雇用保険に係る失業等給付・・・・・・・・・・・・・・・・・海員	5
		(4)	船員派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・海員	5
		(5)	学校等が行う無料の船員職業紹介事業について・・・・・・・・・・海員	5
海上	安	全環境	部	
【船	舶		<b>農境課】</b>	
	1	船舶	自の登録及びトン数の測度·····・安環	1
		(1)		
		(2)	船舶のトン数測度業務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	2
		(3)	船舶国籍証書の検認時の臨検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	
		(4)	船舶の解撤等に係る臨検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	
	2	船舶	白の安全及び海洋汚染等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	
		(1)	船舶の安全に関する検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	
		(2)	海洋汚染等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	4

		(3)	船舶油濁損害賠償保障法に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	6
	3	海上	·交通監査計画· · · · · · · · · · · · 安環	7
	4	海事	₮/船員行政品質マネジメントシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安環	8
【船	員:	労働環	環境・海技資格課】	
	1	船員	ぬの労働環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員	1
		(1)	船員労働保護の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員	1
		(2)	船員衛生環境等の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員	5
		(3)	マルシップに関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員	5
		(4)	船員災害防止対策・・・・・・・安員	6
	2	海技	<b>も資格事務の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	0
		(1)	海技士国家試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	0
		(2)	小型船舶操縦士国家試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	0
		(3)	免許関係事務等······安員 1	1
		(4)	登録船舶職員養成施設での養成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員1	1
		(5)	登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
		(6)	最少安全配員証書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	2
		(7)	プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	水先	:の現況· · · · · · · · · · · · · · · 安員 1	2
		(1)	水先区及び水先区水先人会の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	2
		(2)	水先人試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	3
		(3)	能力認定試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	4
		(4)	航海実歴認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安員 1	4
【運	航	労務監	<b>蓝理官】</b>	
	1	運航	う分務監理官の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安運	1
		(1)	運航管理監査等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安運	1
		(2)	船員労務監査等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・安運	2
		(3)	運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について・・・・・・・・・・安運	7
【外	国	船舶監	<b>益督官】</b>	
	1	外国	■船舶の監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安外	1
		(1)	PSCの概要及び体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・安外	1
		(2)	管内PSCの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・安外	1
		(3)	東京MOU集中検査キャンペーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・安外	2
		(4)	東京MOU事業の支援(外国人PSC研修生の受入れ)・・・・・・・・安外	2
		(5)	係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み・・・・・・・・・・・・安外	2

## 兵庫陸運部

## 【輸送部門】

1	自重	カ車運送事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)	業種別事業数及び車両数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	乗合バス事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3)	貸切バス事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4)	タクシー事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(5)	トラック運送事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【監査	部門】		
1	自重	カ車監査指導の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 兵監	1
【検査	整備倪	R安部門】	
1	自重	カ車特定整備事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 兵整	1
	(1)	自動車特定整備事業等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	自動車整備士の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	自重	カ車検査業務の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 兵整	2
	(1)	検査関係業務量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵整	2
	(2)	ユーザー車検件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵整	2
	(3)	街頭検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 兵整	3
3	運行	可管理者資格者証の交付、整備管理者研修、自動車事故報告の状況······兵整	4
	(1)	運行管理者資格者証の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵整	4
	(2)	整備管理者研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵整	4
	(3)	自動車事故報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・兵整	4
【登録	部門】		
1	管内	羽自動車保有車両数の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

## 総務企画部 総務課

## 1 沿革

年 月	事項
明治11年 6月	神戸郵政局が、西洋形船舶の検査試験事務の出張所となる。
昭和18年11月	運輸通信省が設置され、中央の海運総局のもとに、兵庫、岡山、広島、
	島根、鳥取の5県を管轄する「神戸海運局」となる。
20年 6月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運監理部」となる。
23年 7月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運局」となる。
24年 6月	運輸省設置法が施行される。
26年 7月	港湾法の施行に伴い、港湾の管理運営に関する業務を神戸市に移管。
	本局は総務、運航、船舶及び船員の4部体制となる。
59年 7月	運輸省組織改正により、兵庫県における海事行政を所管する「神戸
	海運監理部」となる。
平成13年 1月	中央省庁等改革により国土交通省が設置される。
14年 7月	地方運輸局の組織再編により、兵庫県における運輸行政を所管する
	「神戸運輸監理部」となる。

## 2 歴代海運・運輸監理部長

(令和6年4月1日現在)

発令年月日	氏	名	発令年月日	氏	名
昭和59年 7月 1日	寺 嶋	潔	平成14年 7月 1日	齋 藤	貞 夫
60年 6月26日	片岡	榮 夫	14年 7月16日	城石	幸治
62年 6月 5日	渡辺	純一郎	15年 7月18日	木 内	大 助
63年 6月10日	望月	鎭 雄	17年 8月12日	石 田	育男
平成 2年 6月27日	長 尾	正 和	18年 7月11日	石 丸	周 象
3年 7月 1日	伊東	弘之	19年 5月10日	田中	護史
4年 6月23日	西村	泰彦	21年 4月 1日	関元	貫至
5年 6月25日	土橋	正義	23年 8月 1日	和田	昌雄
6年 6月29日	谷 野	龍一郎	25年 7月 1日	安藤	昇
8年 7月15日	徳 留	健 二	28年 4月 1日	秋 田	務
10年 6月23日	石 井	健児	29年 4月 1日	吉田	稔
12年 6月30日	齋 藤	貞 夫	30年 4月 1日	吉田	正彦
			令和 2年 4月 1日	石 原	彰
			4年 4月 1日	田淵	一浩
			5年 4月 1日	臼井	謙彰

平成 14 年 7 月 1 日以前は海運監理部長、以後は運輸監理部長

#### 3 管轄区域

本局(本庁舎)

兵庫県(海運に関する事務に限る。なお、姫路海事事務所の管轄区域を除く。)

兵庫陸運部 (魚崎庁舎)

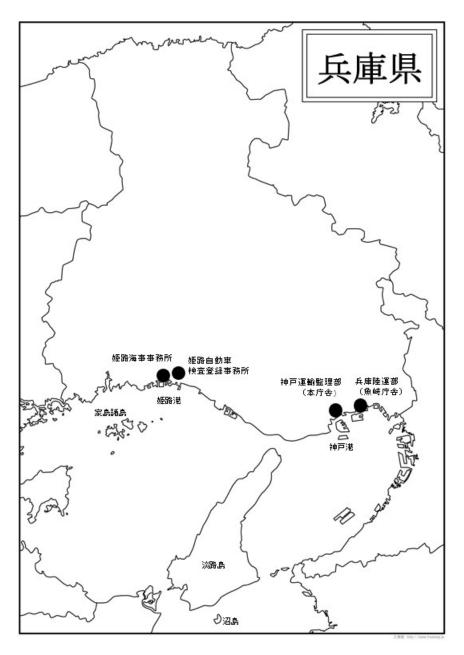
兵庫県(陸運に関する事務に限る。なお、自動車の検査登録に関する事務については、姫路自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)

#### 姫路自動車検査登録事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、 宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡(自動車の検査登録に関 する事務に限る。)

#### 姫路海事事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡、赤穂郡(海運に関する事務に限る。)



総総 - 2 -

#### 4 組織及び主な業務

#### 神戸運輸監理部

#### 総務企画部

次長

安全防災・危機管理調整官 海事交通計画調整官 総務課

人事課

会計課

安全防災・危機管理課

企画課

企画調整官

広報対策官

物流施設対策官

- ・総務、人事、会計に関する業務
- ・行政相談、広報、情報公開、情報セキュリ ティ、個人情報保護に関する業務
- ・安全防災・危機管理関連対策
- ・公共交通の確保維持及び利用促進
- ・観光振興に関する業務
- ・倉庫業の指導・監督
- ・物流振興・効率化に関する業務
- ・交通バリアフリー化の促進

#### 海事振興部一

次長

旅客課

貨物・港運課

船舶産業課

船員労政課

- ・海上運送事業、内航海運業、貨物利用運送 事業(海運) 港湾運送事業、造船業、 舶用工業に関する指導・監督等
- ・海事思想の普及、海事代理士に関する業務
- ・モーターボート競走の監督、 舟艇の利用振興
- ・船員に係る個別労働関係紛争の解決促進、 失業対策、職業紹介、職業指導、 最低賃金に関する業務
- ・船員の確保対策に関する業務

#### 海上安全環境部

海事保安・事故対策調整官 調整官

船舶安全環境課

船員労働環境・海技資格課

運航労務監理官

海事技術専門官

海技試験官

外国船舶監督官

- ・船舶の登録、トン数測度、船舶の検査、 海洋汚染の防止に関する業務
- ・船員の労働条件、労働災害の防止に関す る指導・監督
- ・海技従事者・水先人の試験、海技士及び 小型船舶操縦士の資格に関する業務
- ・船舶の安全運航管理に関する業務
- ・外国船舶の監督

#### - 兵庫陸運部 -

運輸企画専門官陸運技術専門官

- ・バス・タクシー・トラックの輸送サービス の向上・効率化の推進
- ・運送事業者の監査、利用者保護対策
- ・自動車環境対策の推進
- ・自動車の検査・登録
- 自動車整備工場の指導、育成

#### 姫路自動車検査登録事務所 -

運輸企画専門官 陸運技術専門官

・自動車の検査・登録に関すること

#### 姫路海事事務所

運輸企画専門官 海事技術専門官 ・海事行政に関すること

### 5 海事功労者等表彰

(1) 令和6年7月16日に神戸市内において、国土交通大臣表彰の伝達及び神戸運輸監理部長表彰 を行った。(第1表)

#### 第1表 海事功労者等表彰状況

	170	
	優良船員	2名
国土交通大臣表彰	永年勤続	10名
(神戸運輸監理部関係)	統計調査	1 社
	海事功労	11名
	発明考案	1名
	永年勤続	2 6 名
神戸運輸監理部長表彰	マリンエキスパート(3部門)	10名
	造船業災害防止功労	1名
	統計調査協力功労	1 団体
	バリアフリー化推進者功労	1校

#### (2) マリンエキスパート(3部門)表彰

マリンエキスパート(3部門)表彰は、管内の海事産業(倉庫・港湾運送・造船・舶用工業・船員・水先人)を対象として、高い技能を持った技能者を顕彰することで、次世代を担う技術者への技能伝承や人材育成・人材確保に繋げることを目的に創設された神戸運輸監理部独自の制度である。

平成21年度にマリンエキスパート及びマリンエキスパート(ジュニア)を創設。

平成28年度には、表彰の対象を「水先人」にも拡大し、同時に海事産業への女性の進出に貢献した者を表彰するマリンエキスパート(レディ)部門を新設している。

## 6 叙勲及び褒章

令和6年度における受章者は、第2表のとおり7名である。

## 第2表 叙勲及び褒章受章者

叙勲

授与	賞賜	氏 名	功績概要	主要経歴
時期				
<b>±</b>	旭日小綬章	小見山 純郎	水先業務功労	元・大阪湾水先区水先人会水先人
春	旭日小綬章	末岡 民行	水先業務功労	内海水先区水先人会水先人
	旭日小綬章	=	水先業務功労	元・日本水先人会連合会常任理事
秋		旭日小綬章   鶴谷 雄一		小元未伤切力
17	旭日小綬章 佐	引小綬章 佐々木 重幸	水先業務功労	元・日本水先人会連合会常任理事
				内海水先区水先人会水先人

#### 褒章

授与	褒章	氏 名	功績概要	主要経歴	
時期					
春	黄綬	木本 志朗	業務精励・水先業務	内海水先区水先人会水先人	
	黄綬	堀本 俊幸	業務精励・水先業務	内海水先区水先人会水先人	
秋	<b>芸</b> 绍	口木 曲	*** <b>Z</b>	元・株式会社木下商会会長	
	黄綬   田森 豊 	業務精励・港湾運送業	元・神戸港関連事業協会会長		

## 総務企画部 安全防災・危機管理課

#### 1 安全防災・危機管理対策

#### (1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

輸送等が繁忙期に当たる年末年始に臨み、自主点検等を通じて海上輸送の安全性の向上及び安全 意識の高揚を図るため、管内の旅客船事業者、人の運送をする不定期航路事業者、内航貨物船事 業者に対して、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施している。

令和6年度は、以下の6点を重点点検事項とし、経営トップから現場まで一体となった安全性向 上等を図ることを目的とした総点検を行った。

法令及び安全管理規程(特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者 又は運航管理者の選任に関する事項、気候・海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止 の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状況

安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況 (特に火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施) 荒天時の体制の準備状況(適切な

旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況

情報収集体制、適切な当直体制 ) 飲酒対策の実施状況 )

自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状 況及び通信設備・通信環境の確認

テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(注:外航船の場合、テロには海賊行為を含む)

新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

年末年始の輸送等に関する安全総点検結果(令和6年12月10日~令和7年1月10日)

	事業	者数	船	舶
	旅客船 貨物船		旅客船	貨物船
自主点検実施事業者・船舶数	1 0 9	4 8	2 2 7	184
現地確認実施事業者・船舶数	1 3	0	3 1	0

#### (2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部

神戸運輸監理部各部が連携して運輸安全防災・危機管理行政を積極的に展開し、運輸事業者の安全防災・危機管理に係る取組を推進することを目的とする運輸安全防災・危機管理業務推進本部会議について、以下の通り開催した。

第1回 令和6年5月27日(月)

第2回 令和7年3月12日(水)

#### (3) 防災訓練

神戸運輸監理部防災業務計画に基づく防災訓練を、以下の通り実施した。

#### <安否確認訓練>

第1回 4月18日(木)

第2回 10月23日(水)(総合防災訓練に併設)

第3回 1月17日(金)

#### <総合防災訓練>

第1回 6月20日(水) 風水害

第2回 10月23日(水) 地震、津波(本省と連携)

#### <機器等習熟訓練>

衛星携帯電話通信訓練 月1回程度 定期的に実施

魚崎庁舎、姫路自動車検査登録事務所、姫路海事事務所

V-CUBE、メタモジ(災害対策本部通信手段)習熟訓練 4月、5月実施

#### < その他の訓練 >

津波防災の日 11月5日(火) シェイクアウト訓練

#### (4) 運輸安全マネジメントセミナー等

#### (ア) 運輸安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向け、運輸事業者の安全担当者を対象 として、各地方運輸局で開催する運輸安全マネジメントセミナーを、令和6年10月1日~2日 に実施し、延べ89人が受講した。

#### (イ) 運輸防災セミナー&ワークショップ

災害時に重要な役割を担う運輸事業者を対象に、気象情報等の活用方法の紹介やグループ討議 を通して自社の被災リスクと事業への影響を把握し、事業継続のための防災体制を整える契機に なることを目的に、運輸防災セミナー&ワークショップを近畿運輸局・神戸運輸監理部共催で開 催した。

令和6年度は、上期に、風水害をテーマとして、令和6年6月6日に開催し、合計80名の参加があった。下期には、地震・津波をテーマとして、令和7年2月14日に開催し、88名の参加があった。

#### (5) 安全統括管理者及び運航管理者研修

近年、日本では、地震や気象災害が多発し、鉄道のテロが相次いで発生しており、海上交通においても、安心かつ安全な人流・物流を確保できるよう、災害発生時の対応やテロ防止対策の強化が求められている。そこで、旅客船事業者及び内航海運事業者を対象に、運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させることを目的とし、安全最優先の原則の徹底と安全運航に必要な専門知識の習得のために、安全統括管理者及び運航管理者研修会を開催している。令和6年度は、「旅客船の総合的な安全安心対策として今後運用が始まるもの(安統管等の試験制度、安全管理規程、安全情報)」並びに「気象海象が関連した事故事例について」をテーマとした講義をYouTubeによる動画配信し、91人が視聴した。

#### (6) 阪神・淡路大震災から30年を振り返る取組

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から30年の節目を迎え、現在では震災前に採用された職員が約3割と当時の災害対応業務を知る職員は少なくなっている。改めて当時の様子などを振り返るとともに、南海トラフ地震への対応、備えを考える機会とするため、職員を対象に、震災を経験している職員と0Bによる当時を振り返る座談会、イントラネット上での運輸関係者の震災時の行動記録等の資料や動画の閲覧・視聴、震災当時の写真パネル展示、震災関連資料の貸出し等の取組を行った。

## 総務企画部 企画課

#### 1 地域公共交通活性化の取組

地域公共交通は、住民の豊かなくらしの実現や地域の社会経済活動に不可欠であるが、人口減少 や高齢化、運転者・担い手の圧倒的不足等を背景として、地域鉄道やバス路線、離島航路等の減便・ 廃止がすすむなど、全国各地で「交通空白」が生じている。

一方で、市町村・地域公共交通の中核を担う交通事業者等のリソースが限られる中、今後も地域 交通サービスを維持・確保し、地域のくらしや経済の基盤である地域交通の再構築をすすめるため には、事業者・産業・自治体の枠組みを超え、官民が連携した取組が必要である。

国土交通省では、令和6年7月に地域交通に係る全国各地のお困りごとをひとつひとつ具体的に解決していくため、国土交通大臣を本部長とする国土交通省「交通空白」解消本部を設置した。令和7年度から9年度までの3年間を「交通空白解消・集中対策期間」として、現在、地方運輸局・運輸支局を中心に全国各地の自治体の首長を直接訪問し、自治体や交通事業者等への伴走支援を行いながら、制度拡充・創設された公共ライドシェアや日本版ライドシェア等あらゆる地域交通ツールを活用し「地域の足」・「観光の足」の確保をすすめている。

また、令和6年11月に「交通空白」解消・官民連携プラットフォームが発足し、自治体や交通 事業者とソリューションを持つパートナー企業が連携・協働する「『交通空白』解消パイロット・プロジェクト」や、地域の多様な関係者が連携・協働した取組み、地域交通の維持・活性化を図る「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」等、「交通空白」の解消と持続可能な体制づくりの道筋及びその実現に向けた国による総合的な後押しをすすめている。

さらに、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」に関する取組をすすめている。

このような中で、神戸運輸監理部では以下のとおり取り組んだ。

#### (1) 「地域の足」の確保に向けた取組状況

近畿運輸局と連携し、令和6年度に兵庫県を含む県内10自治体の首長を訪問し、それぞれの自治体が抱える課題や交通空白解消のための意見交換を行った。また、兵庫県公共交通勉強会等において交通空白解消に向けた取組等を報告した。

#### (2) 陸上交通の確保維持・活性化

平成18年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し、運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法を助言している。

令和6年度においては、41機関で開催された地域公共交通会議等(延べ115回開催)に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件について説明した。また、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県交通政策課と連携し、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。さらに、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、事業の推進を図った。

#### (3) 海上交通の確保維持・活性化

管内の離島航路整備法による補助航路は、「沼島~土生」と「姫路~坊勢島」がある。

令和6年度は、「沼島~土生」航路の沼島航路確保維持改善協議会が2回、また「姫路~坊勢島」 航路の姫路市地域公共交通会議離島航路分科会が3回開催され出席するとともに、それぞれ6 月25日、6月21日に「令和7年度生活交通確保維持改善計画」が策定され、いずれも9月26 日に国土交通大臣より認定された。

なお、両航路に係る地域公共交通確保維持改善事業は事業評価として、各協議会・分科会から 自己評価結果の報告を受けるとともに、有識者からなる第三者評価委員会が行う二次評価結果を 通知し、協議会は必要に応じて生活交通確保維持改善計画または地域の取組等に反映させている。

#### (4) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

令和6年度地域公共交通調査(直轄調査)として「神戸運輸監理部管内の旅客船事業における 人手不足の現状と課題に関する調査」を実施した。

我が国は人口減少局面に入り、様々な産業で人手不足が深刻化し、国民生活に影響を及ぼし始めている。公共交通に目を向けると、長期的な人口減に加え、コロナ禍に係るライフスタイルの変化による利用者減等により輸送需要が減少し、公共交通事業者の経営環境は一層厳しさを増している。

とりわけ、中小零細事業者が多い旅客船事業では、決済、運航管理、保守管理及び労務管理等のDX化への取組が遅れ、人手不足が一層深刻化するおそれがある。今後、地域住民の足を確保し、持続可能な旅客船事業としていくためには、人手の需要と供給の現状を踏まえた効果的な対策に取り組んでいく必要がある。

このため、本調査では、船員教育機関への学生の就職動向等に関するヒアリング調査、管内旅客船事業者等への人手不足の現状と対策に関するアンケート調査を行うとともに、他の地域や輸送モードの人手不足対策の取りまとめを実施した。

上記調査を踏まえ、海運業界全体及び管内の旅客船事業に着目した人手不足の現状と課題をとりまとめ、明らかとなった課題に対しさらなる追加調査を行うこととした。

#### (5) 企画切符の販売支援

地域公共交通の確保維持・活性化及び家島・淡路島地域の観光振興のため、自治体や交通事業 者間の連携による企画切符の販売を支援した。

家島諸島航路においては、令和2年度より毎年度販売しているバス事業者と旅客船事業者による企画切符の促進に向け、交通事業者、自治体との関係者連絡会を実施した。

明石~岩屋航路においては、令和5年度地域公共交通調査(直轄調査)として航路活性化に向けた方策を取りまとめたのを契機に、旅客船事業者と高速バス事業者、自治体の連携を支援し、令和6年度に新たに2つの企画切符(「花・食めぐり2day切符」及び「明石海峡・島たびパス」)が誕生した。

#### 2 観光振興の取組

(1) 地域の特色を活かした観光地域づくり推進に係る調査事業 令和6年度の観光地域動向調査は予算措置されなかったため、実施できなかった。

#### (2) 海事観光の推進

<神戸港観光船協議会>

神戸港における観光船事業者と関係団体、自治体と連携し、神戸市街地や神戸港を訪れる観 光客等の観光船への集客増加策等を検討することを目的に、「神戸港観光船協議会」を設置し ている。

令和6年度は、神戸港で周遊する観光船の概要等を掲載したリーフレットの配布活動やOS (株)主催イベント「CINE LAB(シネラボ)」に観光船広報ブースを出展した。

また、通訳案内士・インバウンドに対応した旅行業関係者を招いて、「観光船試乗会・意見 交換会」を実施した。「神戸の観光船」の魅力訴求・普段外国人の方々と接している方からの 意見をいただくなど、魅力向上や利用拡大を目指して意見交換した。

#### <淡路島地域海事観光推進協議会>

淡路島における海事観光コンテンツを活かした新たな観光コンテンツを造成し、観光客の増加と消費拡大を図ることを目的に、DMOや地域の交通事業者、自治体等と連携し「淡路島地域海事観光推進協議会」を令和2年10月に設置した。

令和6年度は、旅客船利用者数がコロナ禍前の回復に至らない中で、観光航路としての魅力創出や淡路島地域の海事観光の推進を目的とした観光動画を作製した。関係自治体やDMO等に協力を得つつ、旅客船事業者と高速バス事業者、自治体が連携した企画切符を使って淡路市内を周遊する観光動画と、海事観光コンテンツを活用した南あわじ市沼島の観光動画を作製し、神戸運輸監理部の公式SNS等で配信した。

## 総務企画部 物流施設対策官

#### 1 倉庫業の現況

#### (1) 事業者数及び所管面(容)積

#### (ア) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第1表のとおりで、513社(前年度末比1.5%増)である。

#### 第1表 倉庫事業者数(令和6年度末)

#### 普通倉庫

冷蔵倉庫

区分	主たる	計	
区刀	管内 他局管内		
発券	28	31	59
非発券	285	118	403
計	313	149	462

区分	主たる	計	
<b>上</b> 刀	管内	他局管内	ĒΙ
発券	10	15	25
非発券	46	20	66
計	56	35	91

- 1 主たる営業所が管内にある発券事業者28社のうち1社、非発券事業者285社のうち4社は、管内に倉庫を有しない。
- 2 普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は40社である。

#### (イ) 所管面(容)積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面(容)積の推移は、第2表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面(容)積ベースで、普通倉庫では一~三類倉庫の44.1%、危険品倉庫(タンク)の72.6%、野積倉庫の70.1%、貯蔵槽倉庫の90.8%、冷蔵倉庫の67.9%が立地している。

#### 第2表 倉庫所管面(容)積の推移

(各年度末現在)

区分	<b>種類</b>		度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比
		一類倉庫(	m²)	3,740,306	4,216,686	4,375,760	4,801,845	4,980,132	103.7
	普	うち 認定ト (㎡)	ランクルーム	80,829	119,256	117,612	120,418	112,908	93.8
	通	二類倉庫(	m²)	3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0
管	倉	三類倉庫(	m²)	64,547	70,407	70,407	71,812	71,812	100.0
内	庫	小計(m²		3,808,019	4,290,259	4,449,333	4,876,823	5,055,110	103.7
	<b>/</b> +-	危険品 タンク	$\overline{}$	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
		倉庫 その他	_ `	60,809	63,415	65,864	68,475	72,012	105.2
		野積倉庫(	m²)	469,808	480,249	511,881	514,419	519,278	100.9
		貯蔵槽倉庫(	(m³)	769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0
		<u> 冷蔵倉庫 (</u>	m³)	2,811,941	2,805,799	2,936,501	3,011,418	3,117,665	103.5
		一類 <u>倉庫(</u>	m²)	2,091,467	2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	100.1
	普	( m²)	ランクルーム	58,012	96,439	95,739	100,832	93,322	92.6
神	通	二類倉庫 (	m²)	0	0	0	0	0	0.0
戸	倉	三類倉庫(	m²)	0	0	0	0	0	0.0
市	庫	小計(m²	)	2,091,467	2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	100.1
内	14	危険品 タンク	· · · · /	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
		倉庫 その他		22,763	23,129	24,126	24,013	25,580	106.5
			m²)	347,942	355,683	363,557	364,085	364,244	100.0
		貯蔵槽倉庫(	(m³)	699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0
		冷蔵倉庫 (	m³)	1,830,497	1,844,608	1,944,474	2,019,412	2,117,320	104.8

<sup>\*</sup>神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

## (2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第3表、冷蔵倉庫は第4表のとおりとなり、一~三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第1図のとおりである。

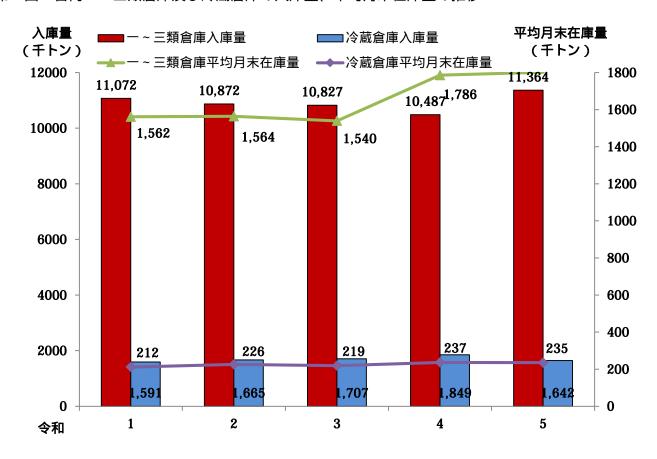
第3表 管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量(令和5年度)

種類別	<b>−~</b> <u>≡</u>	類倉庫	危険品	品倉庫	野積	倉庫	貯蔵	漕倉庫	普通知	<b>倉庫計</b>
品目	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 ( 千トン )	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)	入庫量 (千トン)	平均月末 在庫量 (千トン)
農水産品	608	243	0	0	0	0	1,573	257	2,181	500
金属	636	100	0	0	531	50	0	0	1,167	151
金属製品·機械	896	118	3	0	546	13	0	0	1,445	131
窯業品	89	15	0	0	0	0	0	0	89	15
化学工業品	2,491	355	651	85	1	0	46	7	3,189	448
紙・パルプ	648	69	0	0	0	0	0	0	648	69
繊維工業品	148	35	0	0	0	0	0	0	148	35
食料工業品	2,916	329	0	0	0	0	0	0	2,916	329
雑工業品	2,061	254	10	1	1	0	0	0	2,072	255
雑品	872	284	6	1	55	21	12	1	944	307
令和5年度計	11,364	1,802	670	88	1,132	84	1,631	266	14,798	2,240
対前年度比(%)	108.4	100.9	77.8	84.1	78.9	67.7	96.6	98.5	102.2	98.0
令和4年度計	10,487	1,786	862	104	1,435	125	1,689	270	14,473	2,285

第4表 管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量(令和5年度)

項	入庫量	平均月末在庫量
	(千トン)	(千トン)
生鮮水産物	0	0
冷凍水産物	104	29
塩干水産物	21	6
水産加工品	32	8
畜産物	150	27
畜産加工品	185	33
農産物	233	40
農産加工品	40	8
冷凍食品	729	66
その他	147	16
令和5年度計	1,642	235
対前年度比(%)	88.8	99.0
令和4年度計	1,849	237

第1図 管内一~三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



### (3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。 令和6年度は、倉庫における火災予防や神戸市の高潮・津波対策をテーマに、7月4日に開催した。

#### 2 物流の効率化

#### (1) 物流総合効率化計画の認定

「物資の流通の効率化に関する法律」(物流効率化法)は、流通業務(輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

令和6年度は、管内において、11件(全国131件:令和7年3月末現在)の総合効率化計画の認定を行った。なお、近年の法改正の状況は次のとおりである。

・令和4年4月制度改正

倉庫内における作業の効率化を図るため、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器(例:無人搬送車等)の導入を追加。

・令和6年4月法改正

トラックドライバーの働き方改革に関する法律が適用される一方、物流の停滞が懸念される2024年問題に対応するため、「物流革新に向けた政策パッケージ(令和5年6月2日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件にトラックドライバーの負担軽減に資する機能強化のための任意要件(例:人工知能画像解析機器)を追加。

#### (2) 物資の流通の効率化に関する法律の改正について

・令和7年4月 一部を除き施行

法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率 化に関する法律」に変更し、新たに規制的措置を導入した。

#### 荷主・物流事業者に対する規制

- 全ての荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- 上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。
- 上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成 や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・ 命令を実施。(令和8年4月施行)
- さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。(令和8年4月 施行)

#### 【参考】貨物自動車運送事業法においても併せて規制を見直し

トラック事業者の取引に対する規制

- 荷主、トラック事業者、利用運送事業者に対する運送契約締結時等の書面交付の義務付け等。

#### 軽トラック事業者に対する規制

- 安全性確保のため、管理者選任や講習受講、国土交通大臣への事故報告の義務付け等。

#### (3) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷 主企業及び物流事業者等の関係者で構成される協議会に対して物流総合効率化法に基づき実施 するモーダルシフト等の取り組みを支援している。

令和6年度は、「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)について応募のあった1件(全国41件)に対して交付決定がされた。

#### (4) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議(事務局:神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局)の取り組みとして、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取り組みを推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー(鉄道版)(海上版)」を開催している。

令和6年度は、9月18日に「大阪合同庁舎及び吹田貨物ターミナル」において鉄道版を開催 した。

#### (5) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者に指定され、毎年省エネ措置にかかる中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。

管内では、特定輸送事業者として内航海運事業者が4社指定されており、令和6年度において も、当該4社から中長期計画及び定期報告書の提出を受けた。

#### (6) トラック・物流荷主特別対策室(通称:トラック・物流Gメン)

国土交通省は、物流の「2024年問題」を受けて、令和5年7月に『トラックGメン』を発足した。さらに、持続可能な物流のためには、荷待ち・荷役等時間の削減に加えて、倉庫業者と荷主との間の取引を含めたサプライチェーン全体の取引適正化が必要不可欠であることから、令和6年11月に『トラック・物流Gメン』に改組し、倉庫業者からの情報収集を行っている。令和6年度は、神戸運輸監理部からは3名が併任発令(兵庫陸運部2名含む)され、倉庫関連では、2件のヒアリングを行った。

#### (7) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい、公共交通の利用促進と、環境に配慮した自発的な行動を促すことを目的に、「交通環境教室」を実施

している。

令和6年度は、管内の中学生を対象に1回実施した。

#### 3 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成23年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域(兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県)における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和6年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った(協議会:令和7年1月16日書面開催)。

令和6年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設37カ所(25事業者)トラック事業者施設8カ所(4事業者)の計45カ所(28事業者(うち1事業者は倉庫・トラック兼業))がリストアップされている。

#### 4 バリアフリーの推進

#### (1) パリアフリー教室の開催

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和6年度は、第5表のとおり実施した。

第5表 バリアフリー教室開催実績(令和6年度)

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	5月20日、6月 3日	1年生56名
姫路市立坊勢中学校	10月 1日	1年生26名
しあわせの村	10月 6日	イベント来場者約200名

#### (2)関係機関との連携

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国総物 - 6 -

土交通本省において平成31年2月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、令和元年6月に近畿分科会が設置された。令和6年度は、7月12日に同分科会を開催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、 土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「国土交通省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和3年3月26日に設置された。

これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和3年4月22日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置された。

令和6年度、推進本部会議は開催されなかった。

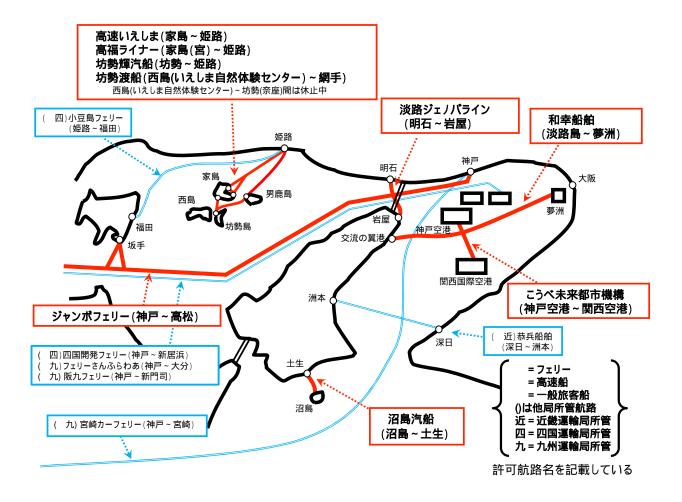
## 海事振興部 旅客課

#### 1 旅客船事業の現況

管内における旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港や夢洲へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、鳴門海峡での遊覧船事業がある。第1図に管内の一般旅客定期航路の一覧を示す。

#### 第1図 管内の一般旅客定期航路

(令和7年8月1日現在)



このほか、休止中の一般旅客定期航路は下記のとおりである。

○淡路関空ライン(洲本~関西空港)

淡路ジェノバライン(富島~明石)

早駒運輸(中突堤~P.I 西側緑地公園)

早駒運輸(神戸港中突堤西地区浮桟橋~HAT神戸)

( 九)マルエーフェリー(神戸~那覇)

#### (1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の推移は、第1表及び第2表のとおりである。

管内の令和7年4月1日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業10社、13航路(うち、フェリーは1社、1航路)、旅客不定期航路事業は13社、34航路である。

#### 第1表 旅客船事業者数

(各年度とも4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旅客定期航路事業	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
旅客不定期航路事業	1 6	1 7	1 4	1 4	1 3

#### 第2表 旅客船航路数

(各年度とも4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
旅客定期航路事業	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3
旅客不定期航路事業	3 6	3 8	3 6	3 6	3 4

#### (2) 旅客船事業の増減状況等

(ア) 令和6年度における旅客船事業の増減 第3表のとおりである。

#### 第3表 旅客船事業の廃止(所管航路)

事業区分	事業者名	航路名	届出年月日	廃止年月日
旅客不定期航路事業	(株)ダックツアー・タイコー	高浜周遊	R 6 . 8 . 3 0	R 6.9.30
旅客不定期航路事業	(株)淡路ジェノバライン	明石港~津名港~ 洲本港~福良港~ 鳴門海峡経由~富 島港~坂手港~明 石港	R 6 . 1 1 . 1 8	R 6 . 1 2 . 3 1

(イ) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博(EXPO2025))関連 大阪・関西万博(開催期間:令和7年4月13日(日)~10月13日(月))開催に当たって開設された航路は、第4表及び第5表のとおりである。

#### 第4表 大阪・関西万博に関連した旅客船事業の新規許可航路(所管航路)

事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始 年月日
一般旅客定期航路事業	和幸船舶(株)	淡路島~夢洲	R 7 . 4 . 9	R 7 . 4 . 1 3
旅客不定期航路事業	早駒運輸(株)	神戸~夢洲	R 7 . 4 . 9	R 7 . 4 . 1 3
旅客不定期航路事業	(株)神戸クルーザー	神戸~大阪	R 7 . 4 . 2 2	R 7 . 4 . 2 2

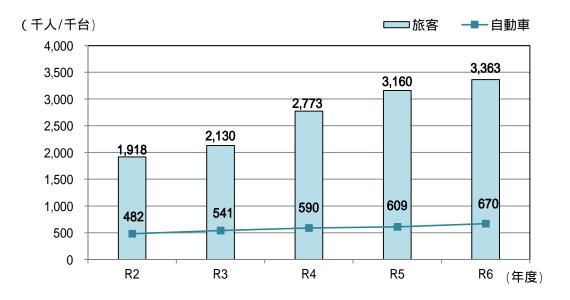
#### 第5表 大阪・関西万博に関連した旅客船事業の新規届出航路(所管航路)

事業区分	事業者名	航路名	受理日	備考
人の運送をする 内航不定期航路事業	ジョイポート淡路島(株)	神戸~夢洲	R 7 . 1 . 2 3	-
人の運送をする 内航不定期航路事業	(株)こうべ未来都市機構	神戸空港~夢洲	R 7 . 3 . 1 9	インバウンド 船旅振興制度 承認
人の運送をする 内航不定期航路事業	神戸ベイクルーズ(株)	神戸港中突堤3番桟橋~大阪港夢洲浮桟橋(西B)	R 7 . 6 . 2 0	-

#### (3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去5年間の推移は、第2図から第6図のとおりである(旅客には旅客輸送人員と航送旅客輸送人員を含む。)。 令和6年度における管内発着全航路(遊覧船等の不定期航路を含む)の輸送実績は、旅客 3,363千人(106.4%)、自動車670千台(109.9%)となっている。 (( )内は対前年度比を示す。以下同じ。)

#### 第2図 管内発着航路の輸送実績



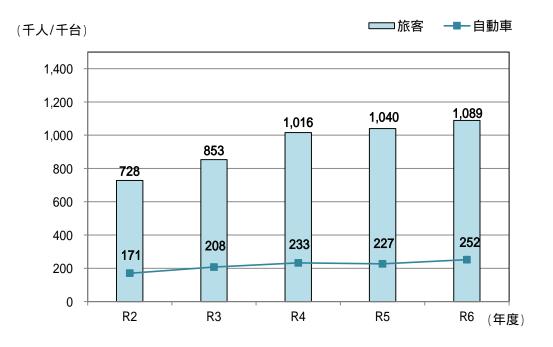
前述を方面別等に見た場合、九州方面の輸送実績は、旅客587千人(112.8%)、自動車417千台(109.1%)となっている。

#### 第3図 方面別輸送実績(九州方面)



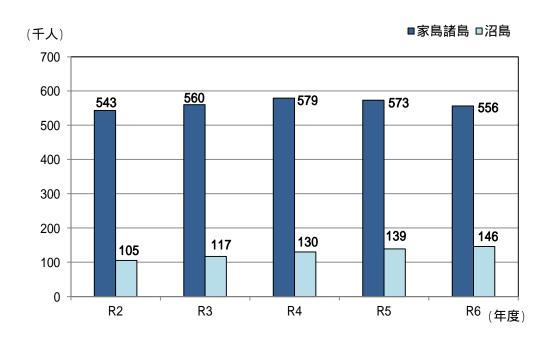
同様に淡路・四国方面の輸送実績は、旅客1,089千人(104.6%)、自動車252千台(111.2%)となっている。

#### 第4図 方面別輸送実績(淡路・四国方面)



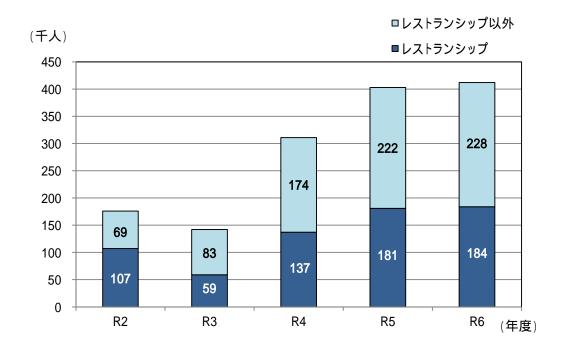
生活離島航路、家島諸島の輸送実績は、旅客556千人(97.1%)となっている。また、沼島の輸送実績は、旅客146千人(104.6%)となっている。

#### 第5図 生活離島航路輸送実績(家島諸島・沼島)



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客412千人(102.2%)となっている。

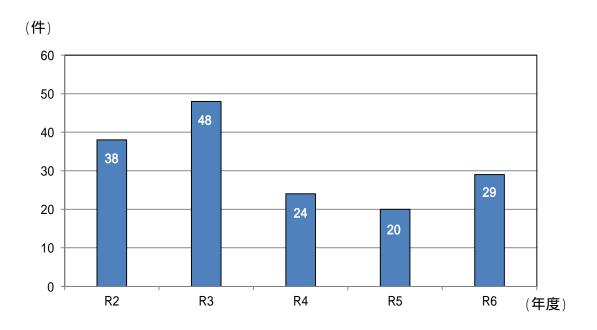
### 第6図 神戸港起点遊覧船の輸送実績



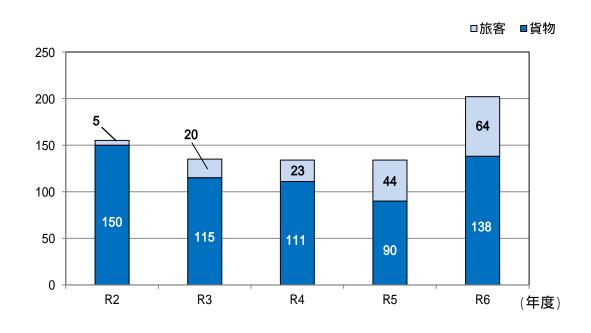
#### 2 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第3条ただし書きの規定による外国籍船舶の不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第7図及び第8図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第9図から第12図のとおりである。

#### 第7図 不開港場寄港特許通知書交付件数

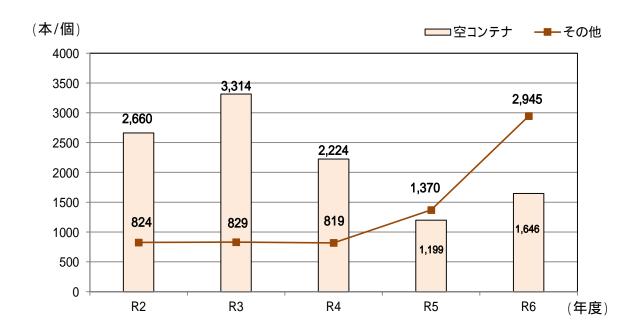


第8図 沿岸輸送特許通知書交付件数

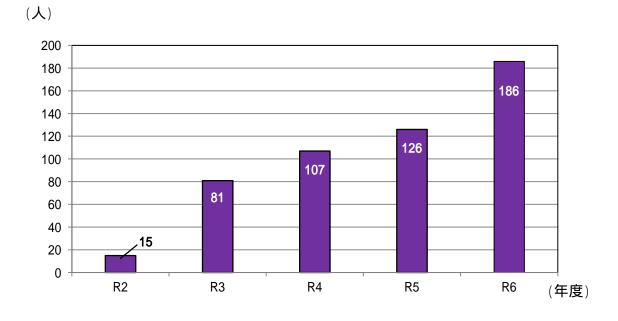


海旅-7-

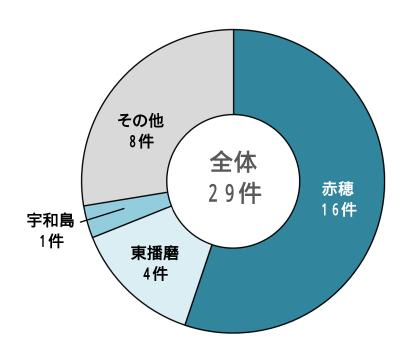
# 第9図 沿岸輸送特許における貨物輸送量



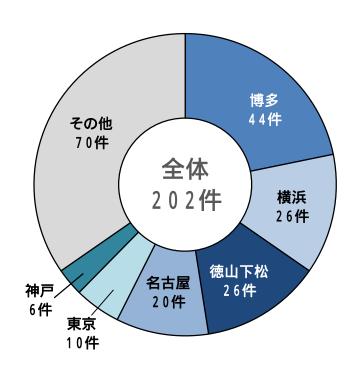
第10図 沿岸輸送特許における旅客輸送人員



# 第11図 不開港場寄港特許における仕向港別内訳(令和6年度)



第12図 沿岸輸送特許における輸送先別内訳(令和6年度)



海旅-9-

# 3 海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関して海事思想の普及を図っている。

令和6年度、参画した海事思想普及の取組は、第6表のとおりである。

第6表 海事思想普及の取組

行事名等	概要
神戸まつり「おまつりパレード」 (令和6年4月21日)	「うみ・みなとの仲間たち」の隊列に参加し、海事産業を アピール
神戸港ボート天国 (令和6年7月15日)	P R ブースによる缶バッジ作成・配布や海事広報の実施
客船フェスタ (令和6年8月21日)	神戸ポートターミナルにて、PRブースによる船長服記念 撮影、缶バッジ作成・配布及び海事広報の実施
CINE LAB (令和6年8月25日)	OSシネマズ神戸ハーバーランドにて、PRブースによる 神戸港観光船クイズイベントの実施
姫路港ふれあいフェスティバル (令和6年10月27日)	PRブースによる海事広報の実施
観光船試乗会 (令和7年2月28日)	神戸港発着遊覧船「boh boh KOBE」にて、旅行業関係者、 通訳案内士等を対象に、観光船事業者のプレゼンテーショ ン、神戸港遊覧及び意見交換会を実施

# 4 経営改善支援事業に関する補助制度

令和6年度に、離島航路事業者等が行う経営改善計画に関する補助金の募集が行われ、管内旅客 船事業者による利用があった。

# 令和5年度第1次補正予算

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

(交通 D X・G X による経営改善支援事業)

#### 補助概要

#### 補助対象事業者

・離島航路事業及び離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者

#### 補助対象事業内容

・公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用並びにこれらの技術研修及び 調査等に要する経費、新たな取組の実証運航に要する費用

#### 利用社数

・1社

海事振興部 貨物·港運課

# 1 内航海運の現況

# (1) 内航海運登録事業者数等

管内の内航海運事業者数は、第1図のとおりである。

# 第1図 管内の内航海運事業者数の推移(各年度末現在)





# (2) 法人・個人別事業者数

管内の法人・個人別の登録事業者数は、第1表のとおりである。

# 第1表 法人・個人別登録事業者数(各年度末現在)

	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
内航海運業	167	167	170	175	170
登録事業者数	(8)	(8)	(7)	(6)	(4)

# ( )は個人事業者数で内数

# (3) 船種・船型別船腹量及び隻数

令和6年度末の管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は第2表のとおりである。

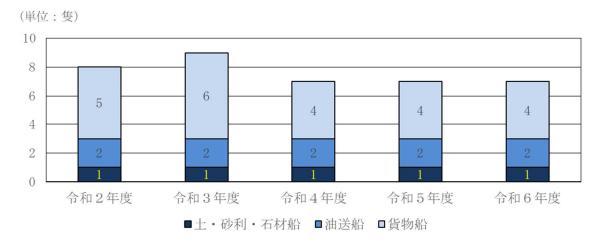
第2表 船種・船型別船腹量及び隻数 (令和7年3月末現在)

船腹量区分	分及び隻数	その他貨物船	土・砂 利・石材 専用船	セメント 専用船	自動車専 用船	油送船	特殊タンク船	合計
	船腹量 (G/T)	1,680	150	0	0	857	0	2,687
	隻数(隻)	60	2	0	0	13	0	75
100G/T以上 (G/T)	船腹量 (G/T)	65,313	14,234	0	0	7,718	1,860	89,124
	隻数(隻)	181	31	0	0	21	4	237
500G/T以上 700G/T未満	船腹量 (G/T)	7,486	0	699	0	2,157	1,226	11,568
	隻数(隻)	13	0	1	0	4	2	20
700G/T以上	船腹量 (G/T)	137,382	7,140	9,957	0	29,339	2,449	186,267
	隻数(隻)	49	4	1	0	8	2	64
合計	船腹量 (G/T)	211,860	21,524	10,656	0	40,070	5,535	289,646
	隻数(隻)	303	37	2	0	46	8	396

# (4) 自家用船舶使用届出状況(100総トン以上)

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第2図のとおりである。

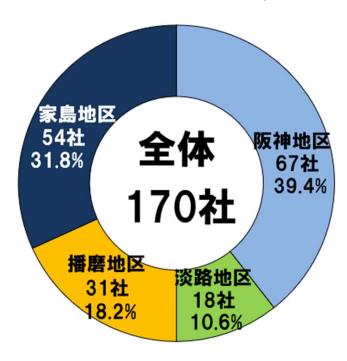
# 第2図 管内の自家用船舶使用届出状況 (各年度末現在)



#### (5) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第3図のとおりである。

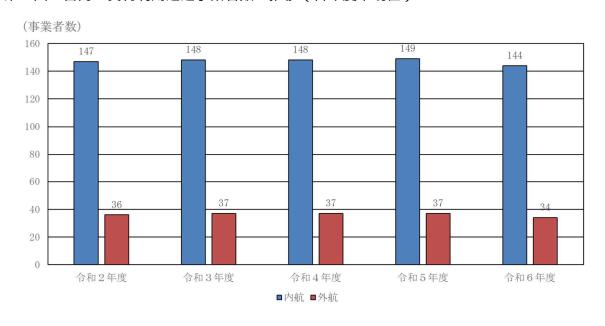
第3図 管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況(令和7年3月末現在)



# 2 貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第4図のとおりである。 (ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。)

第4図 管内の貨物利用運送事業者数の推移(各年度末現在)



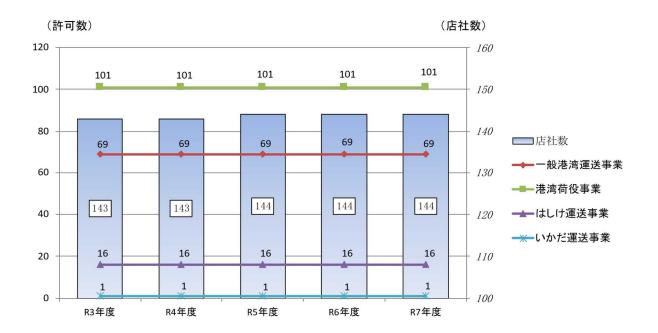
海貨 - 3 -

# 3 港湾運送事業の現況

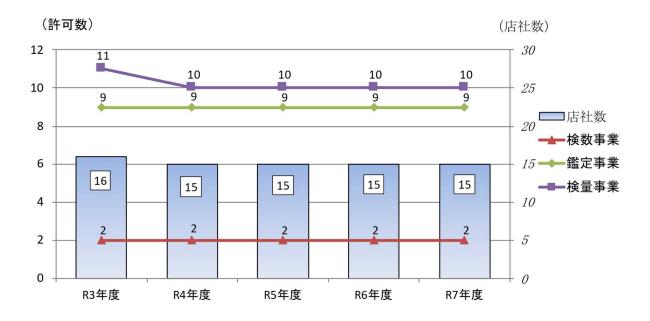
# (1) 港湾運送事業者数・許可数

管内の指定港湾各地における許可数及び店社数(事業者数)等の推移は第5図から第7図のとおりである。

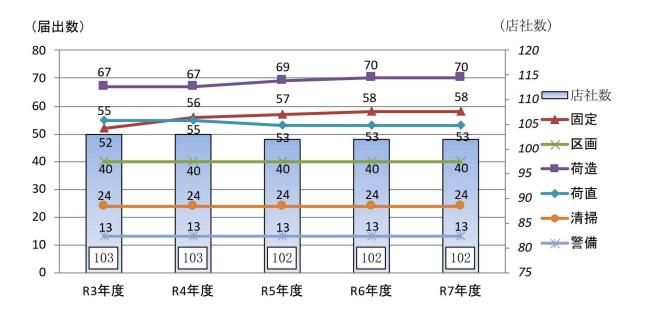
第5図 管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移 (各年6月1日現在)



第6図 管内の検数・鑑定・検量事業者の店社数と許可数の推移 (各年6月1日現在) 注.検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第7図 管内の港湾運送関連事業者の店社数と届出数の推移 (各年6月1日現在)



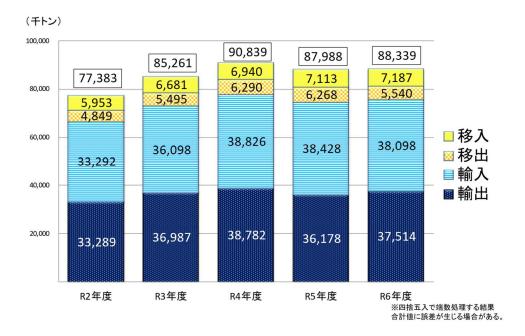
#### (2) 港湾運送実績

( ) 内%は対前年度比を示す

管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港の船舶積 卸実績は、第8図から第11図のとおりである。

神戸港における令和6年度の総取扱貨物量は、88,339千トン(100.4%)であった。 品目別では、コンテナ貨物71,682千トン(101.4%)、石炭4,957千トン (86.5%)、自動車2,867千トン(111.2%)、鉄鋼1,690千トン(98.7%)と なっている。

# 第8図 神戸港船舶積卸実績の年度別の推移



尼崎西宮芦屋港における令和6年度の総取扱貨物量は、2,699千トン(100.8%)であった。

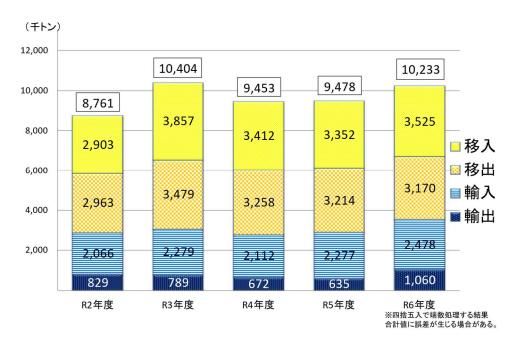
品目別では、自動車1,395千トン(110.5%)、鉄鋼696千トン(92.6%)、金属 くず161千トン(102.5%)の3品目で全体の約8割以上を占めている。

# 第9図 尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移



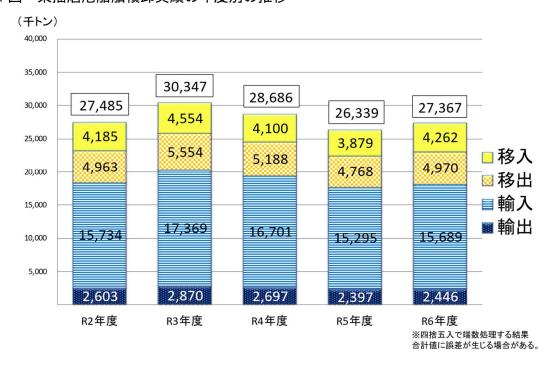
姫路港における令和6年度の総取扱貨物量は、10,233千トン(108.0%)であった。 品目別では、鉄鋼5,524千トン(106.0%)、石炭1,637千トン (107.8%)、金属くず754千トン(95.1%)の3品目で全体の約8割を占めている。



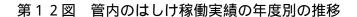


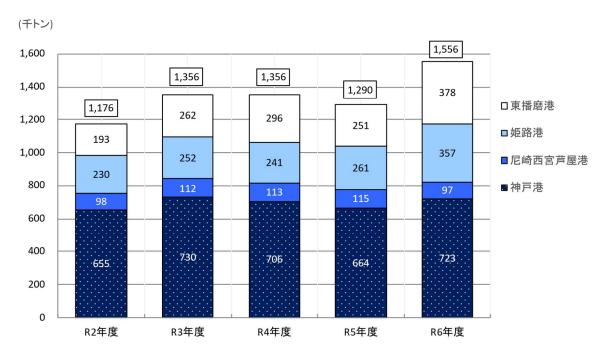
東播磨港における令和6年度の総取扱貨物量は、27,367千トン(103.9%)であった。 品目別では、金属鉱10,474千トン(104.1%)、石炭5,998千トン (111.6%)、鉄鋼5,108千トン(101.4%)の3品目で全体の約8割を占めている。

第11図 東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



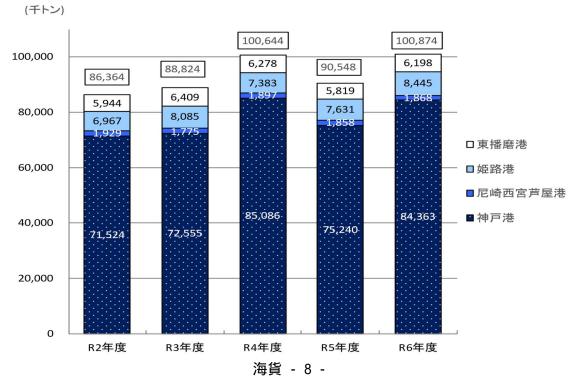
はしけ稼働実績は、第12図のとおりである。神戸港における令和7年3月末現在の港運はしけ保有状況は、計109隻58,339積トンであり、令和6年度の輸送実績は723千トン(108.9%)であった。





各港別の沿岸荷役の実績は、第13図のとおりである。管内における令和6年度の沿岸荷役実績は100,874千トン(111.4%)であった。

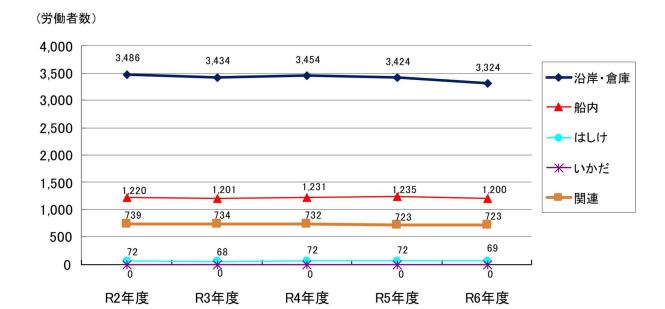
第13図 管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



# (3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、令和7年3月末における港湾労働法上の届出数で5,316人 (対前年度末比97.47%)であった。

# 第14図 神戸港における港湾労働者数(常用)の推移(各年度末現在)



# (資料)神戸公共職業安定所

海事振興部 船舶産業課

# 1 造船業の現況

# (1) 造船所の状況

管内の造船所の数は、第1表のとおりである。

第1表 管内造船所数(令和7年8月末日現在)

# 神戸運輸監理部管内造船所数

(令和7年8月末日現在)

			( <del> </del>
造	鉛法	小型船造船業法	
許可	許 可 届 出		
造船所数	造船所数     造船所数		造船所数合計
18	22	21	61

#### (注)

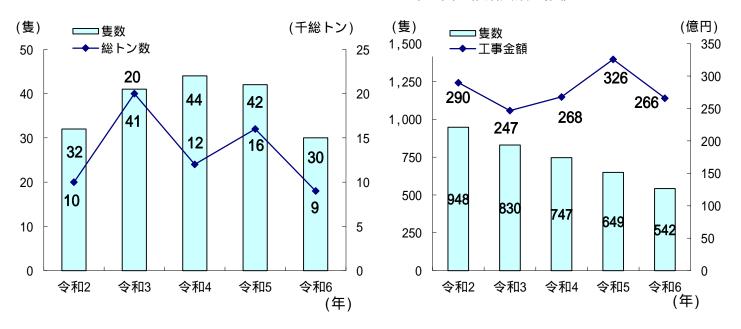
- 1. 国土交通省資料による
- 2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
- 3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船(500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。)及び木船を製造、修繕することができる造船所
- 4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数

#### (2) 船舶の建造・修繕実績

令和6年の管内建造実績は、第1図に示すとおり、建造隻数は30隻、総トン数は9,447 トンであった。また、修繕実績は第2図に示すとおり、修繕隻数は542隻、工事金額は266 億円であった。

第1図 建造実績の推移

第2図 修繕実績の推移



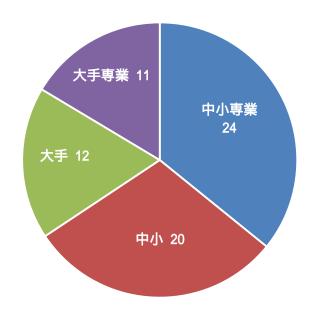
注)管内建造及び修繕実績は、造船造機統計調査の調査票情報による

# 2 舶用工業の現況

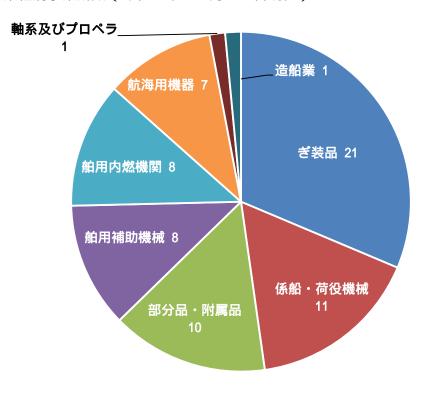
# (1) 舶用工業事業所数

管内の舶用工業事業所数は67事業所で、このうち中小企業(資本金1億円以下の事業者)の 事業所数は44事業所であった。その内訳を第3図および第4図に示す。

第3図 資本金別・舶用比率別事業所数(令和6年12月31日現在)



第4図 業種別事業所数(令和6年12月31日現在)



注)船舶用機関又はぎ装品(これらの部分品・附属品を含む)の製造又は修繕のための事業所 (工場)を有し、常時5人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をも とに作成しているため、提出状況により変動がある。「専業」とは、舶用比率が50%を超え るものをいう。

# (2) 舶用工業の実績

# (ア) 生産動向

令和6年の管内舶用工業事業者における生産額は、対前年比12.9%増の2,987億円となった。

業種別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

ぎ装品	2 1 2 億円 ( 前年比	26.3%増)
舶用内燃機関	1,722億円(前年比	14.6%増)
航海用機器	1 1 0 億円(前年比	23.0%増)
舶用補助機械	439億円(前年比	1.8%増)
部分品・附属品	2 1 0 億円(前年比	18.8%増)
係船・荷役機械	48億円(前年比	75.0%增)

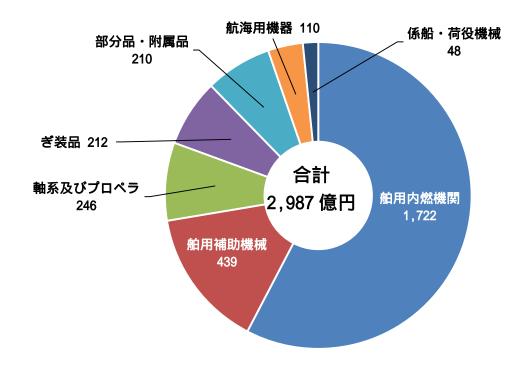
業種別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。 軸系及びプロペラ 246億円(前年比 1.9%減)

第5図に生産実績の推移を第6図に令和6年業種別生産実績をそれぞれ示す。

第5図 生産実績の推移

(単位:億円) 3,500 2,987 3,000 2,646 2,500 2,266 2,021 2,000 1,500 1,000 500 0 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年

第6図 令和6年 業種別生産実績

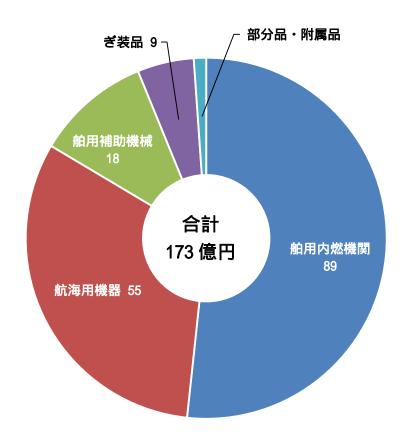


海舶 - 4 -

# (イ) 修繕動向

令和6年の管内舶用工業事業者における修繕額は、対前年比4.1%減の173億円となった。その内訳を第7図に示す。

# 第7図 令和6年 業種別修繕実績



# (ウ) 輸出動向

令和6年の管内舶用工業製品の輸出額は、対前年比29.9%増の2,060億円となった。 輸出契約実績の詳細について第8図から第10図に示す。

品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

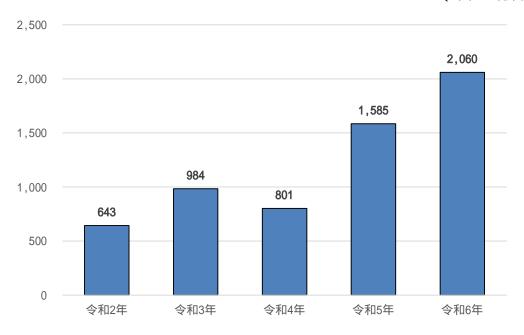
舶用補助機械	118億円(前年比	45.3%増)
舶用ボイラ	7百万円(前年比	5.0%增)
舶用内燃機関	1,405億円(前年比	41.4%増)
航海用機器	5 1 3 億円(前年比	7.0%增)
ぎ装品	9億円(前年比	13.7%増)

品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

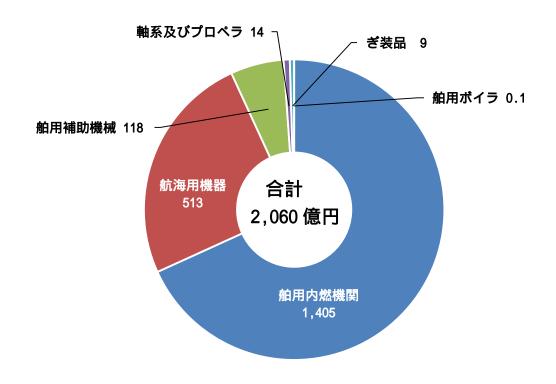
軸系及びプロペラ 14億円(前年比 38.4%減)

第8図 輸出契約実績の推移

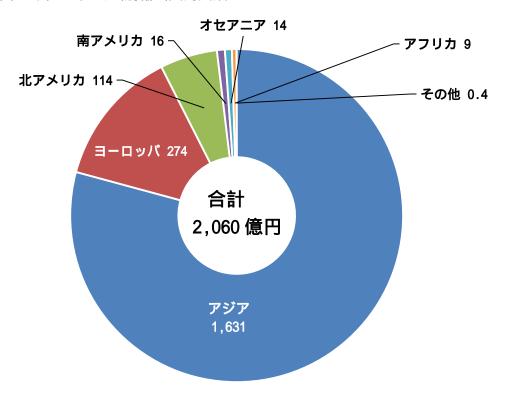
(単位:億円)



第9図 令和6年 品目別輸出契約実績



第10図 令和6年 地域別輸出契約実績

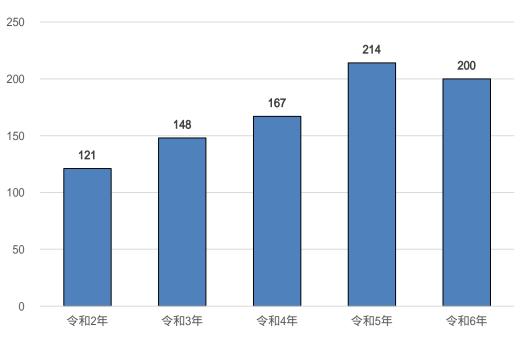


#### (I) 輸入動向

令和6年の管内舶用工業事業者による舶用工業製品の輸入額は、対前年比6.6%減の200億円となった。輸入実績の詳細について第11図から第13図に示す。

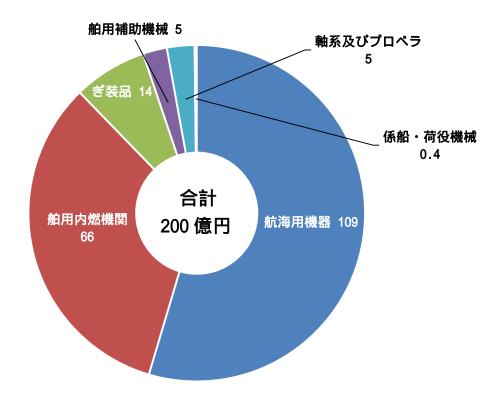
# 第11図 輸入実績の推移

(単位:億円)

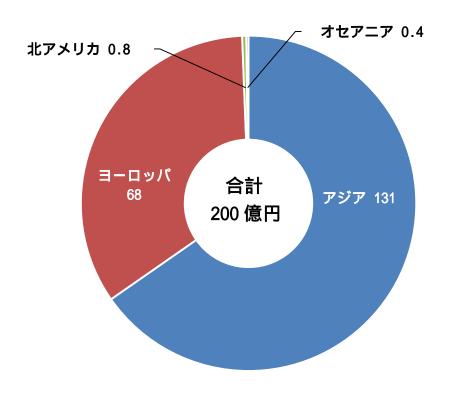


海舶 - 7 -

# 第12図 令和6年 品目別輸入実績



第13図 令和6年 地域別輸入実績



海舶 - 8 -

# 3 造船業・舶用工業対策等

#### (1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

#### (ア) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成16年から地域造船技能研修センターが全国で6カ所設立された。

管内では、平成20年3月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・ 技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和6年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。

・令和5年4月~6月 新人研修 (3社5名)

・令和5年7月 機関仕上げ(3級)(2社4名)(以下は専門技能研修)

・令和5年11月 溶接(2・3級)(2社3名)

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとして の運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

#### (イ) 造船・舶用企業との連携

造船・舶用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を令和6年6月に開催し、午前は「船の基礎知識と造船・舶用工業の現況」をテーマに講演、午後は(独)海技教育機構練習船での運航実務研修を行い、18名が参加した。

#### (ウ) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸舶用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。令和6年度における主な取組は以下のとおりである。

- ・令和6年10月3日 出前授業(兵庫県立豊岡総合高校電気応用科 生徒66名)
- ・令和6年11月19日 古野電気株式会社セミナー(尼崎市立尼崎双星高校電気情報課生 徒8名)
- ·令和6年12月16日 三菱重工業株式会社神戸造船所見学(兵庫県立東播高校電気科生 徒36名)

- ・令和7年1月23日 西芝電機出前授業(兵庫県立龍野北高校電気情報システム科 生徒 160名)
- ・令和7年2月 出前授業(神戸市立科学技術高校機械工学科 生徒120名)
- ・令和7年3月7日 古野電気株式会社セミナー(兵庫県下工業高校電気部会 教諭18名)
- ·令和7年3月7日 出前授業(兵庫県立東播高校電気科 生徒69名)

#### (2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和58年5月から、造船事業者等が「全国造船 安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支 部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支 援、協力を行っている。令和6年度は2事業所を関係者とともに訪問し、点検・指導した。

#### 4 舟艇利用の現況

#### (1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進

海の駅は、マリンレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和7年7月末 現在、180駅が登録されている。

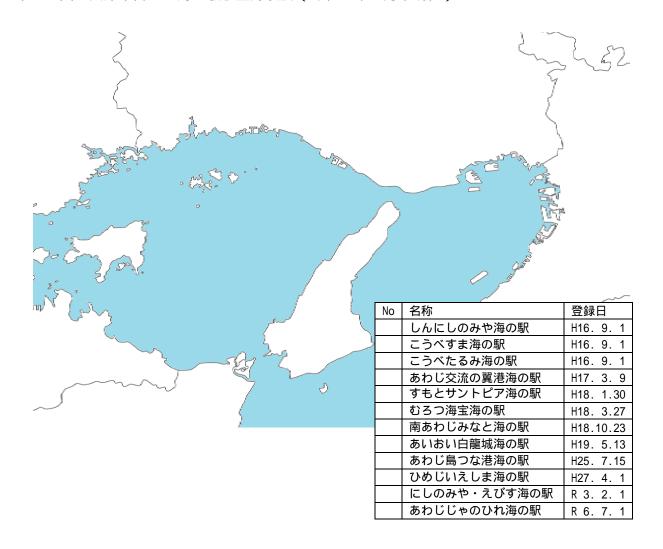
神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通 じ、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、 海事・海洋に関する情報発信を行っている。

管内においては、令和7年7月末現在、12駅が「海の駅」となっている。(管内「海の駅」の 所在については、第14図のとおり。)

また、令和6年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取組は、以下のとおりである。

- (ア) 関西ボートショーにおける出展(令和6年4月12日~14日)
- (イ) マリンカーニバル神戸における出展(令和6年7月14日~15日)
- (ウ) 関西フローティングボートショーにおける出展(令和6年10月18日~20日)
- (I) 令和6年度海の駅ネットワーク理事会への出席(令和6年4月24日)
- (オ) 令和6年度海の駅ネットワーク関西連絡会への出席(令和6年6月13日)
- (カ) 関西舟艇利用振興対策連絡会議への出席(書面開催(令和7年3月10日))

第14図 兵庫県内の「海の駅」登録状況(令和7年7月末現在)



#### (2) 海の駅・防災桟橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間 事業者等の間の情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靱化基本計画を背景に、舟 艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実 施するものである。

神戸運輸監理部においても、小型船舶の特性を考慮するとともに船舶所有者の協力を仰ぎつ つ、防災桟橋等の現有施設を活用した被災地復興支援計画の策定を自治体とともに検討してい る。

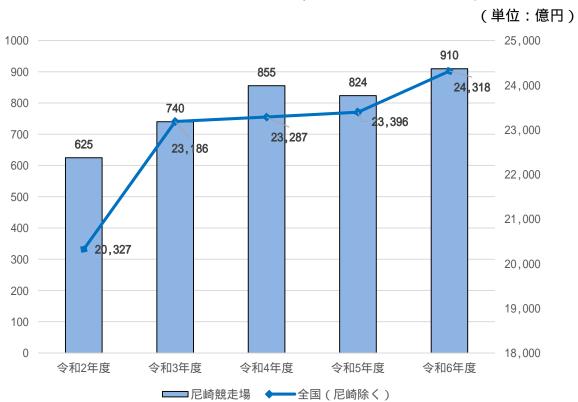
#### 5 モーターボート競走の現況

令和6年度の全国モーターボート競走場の年間売上金額は25,227億円(対前年度比4.2%増)であった。近年増加している電話投票の総売上金額は20,124億円であり、全体売上の79.8%となった。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は910億円(対前年度比10.5%増)となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の6カ所の場外発売場(ボートレースチケットショップ(BTS))がある。

第15図 モーターボート競走売上金額の推移(令和7年3月31日現在)



資料出所: BOAT RACE Monthly Report

海事振興部 船員労政課

#### 1 船員労働の現況

#### (1) 船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、第1図のとおりである。

#### 第1図 船員の労働組合組織率

(令和6年10月1日現在)



注)船員数及び組織船員数は、船員法第111条報告による(船員数は、非雇用船員を含まない。)。 「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。 「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

#### (2) 船員最低賃金の状況

最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して、必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和6年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、神戸運輸 監理部長権限にかかる「内航鋼船運航業及び木船運航業」、「海上旅客運送業」、「漁業(沖合底び き網)」について、令和6年8月2日に諮問がなされ、近畿地方交通審議会神戸船員部会の下に各 専門部会が設置され調査・審議が行われた。

その後、令和7年1月16日に各最低賃金の改正について近畿地方交通審議会より答申があり、 これを受けて同年3月24日に改正を決定、同年4月23日に各最低賃金の改正が発効した。

#### (3) 船員の福利厚生施設の状況

#### (ア) 宿泊等施設

管内の宿泊・休憩施設は、次のとおりである。

(一財) 日本船員厚生協会 神戸大倉山海員会館(エスカル神戸)

# (イ) 医療施設

管内の医療施設は、次のとおりである。

(公社)日本海員掖済会 神戸掖済会病院

(一財)神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院

#### (4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和6年度は次のとおり対策事業を実施した。

- (ア) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業は、4事業者の協力を得て5校19名に実施した。
- (イ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について、3事業者(17人)に対して1,960,00円の助成金を支給した。
- (ウ) 神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して令和6年度に実施した事業は、第1表のとおりである。

#### 第1表 内航船員確保対策事業

行 事 名	実施日(回数)	対象	概要
出前授業	通年 (8回)	小・中学生等	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者等を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施。
出前授業(工業高校)	通年 (4回)	工業高校生	船員の仕事に理解を深め、将来の進路選択の1つと してもらうことを目的に、船員の仕事や勤務形態・ 休暇・船内生活等について説明する授業を実施。
海技大学校施設見学 及び練習船「海技丸」 体験乗船会	令和 6 年 7月15日	工業高校生 及び教員	近畿内航船員対策協議会と連携し、主に機関部の若年内航船員確保を目的とした海技大学校施設見学及び海技丸の船内見学を実施。
親子交流海洋教室	令和 6 年 8 月 2 5 日	小・中学生 親子	神戸市・(公社)神戸海事広報協会と連携し、小・中学生親子を対象としたフェリーの船内見学、船員についての講話やロープワーク教室等を実施。
めざせ! 海技者セミナー IN KOBE	令和7年 2月9日	練習船 実習生等 船員求職者	(独)海技教育機構練習船の実習生や水産系・工業 系高校生、船員未経験者を含む求職者と、全国の海 運企業を一堂に会した企業説明会・合同面接会を 神戸国際展示場にて開催。

# (5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和6年度は、「個別労働関係紛争」、「労働関係に関する相談」は無かった。

#### 2 船員職業安定業務の現況

#### (1) 船員の雇用情勢

令和6年における船員職業紹介実績は第2表、船員労働需給の状況は第2図のとおりである。 新規求人数は、前年より60人減少して385人となり、新規求職数は、前年より32人減少して104人となった。

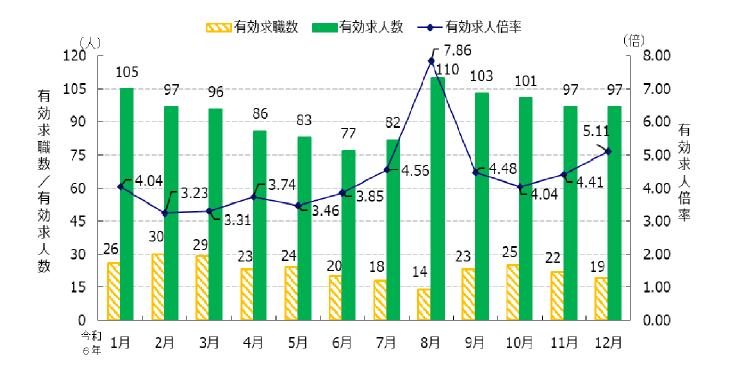
なお、有効求人倍率の令和6年における平均は4.13倍と前年の3.32倍を0.81ポイント上回った。

また、新規求職数の年齢構成は第3図のとおりであり、30歳代までの若年層は38.4%(前年31.6%) 50歳代以上の中高年齢層は47.2%(前年45.6%)といずれも前年を上回った。

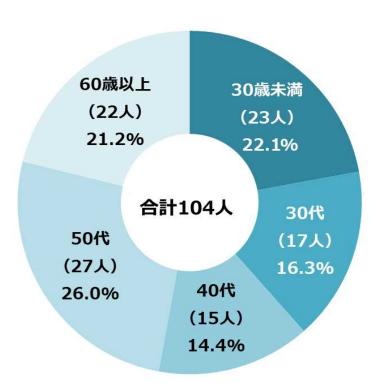
# 第2表 船員職業紹介実績(令和6年1月~令和6年12月)

	新規求人数	新規求職数	成立数		
外 航	2 人	11 人	3 人	月間有効求人数(平均)	95人
内航	3 1 0 人	73 人	16 人	月間有効求職数(平均)	23 人
漁船	7 人	3 人	0 人	有効求人倍率(平均)	4.13 倍
その他	66 人	17 人	3 人	充 足 率	1.1 %
計	385 人	104 人	22 人	就 職 率	8.7 %

# 第2図 船員労働需給の状況(令和6年1月~令和6年12月)



第3図 新規求職者の年齢構成(令和6年1月~令和6年12月)



# (2) 雇用促進等対策

就職促進対策

令和6年度の雇用保険失業等給付受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講 指示は、3件であった。

# (3) 雇用保険に係る失業等給付

令和6年度における雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数26名(実人数)支給件数84件(延べ件数)

支給額 16,001,530円

#### (4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、15社(令和7年3月末現在)である。

#### (5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

(ア) 学校が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、2校(令和7年3月末現在:国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校)である。

(イ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、2団体(令和7年3月末現在:浜坂漁業協同組合、 但馬漁業協同組合)が受けている。 海上安全環境部船舶安全環境課

# 1 船舶の登録及びトン数の測度

船舶法やその他関係法令に基づき、日本船舶の登録やトン数等の測度を行い、国籍証書の交付等を行っている。トン数は、船舶の大きさ等を表す指標として安全規則や乗組員資格等の適用基準に用いられており、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。

#### (1) 船舶の登録業務

総ン数 2 0 トン以上の日本船舶は、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっており、登録された船舶に対して「船舶国籍証書」を交付している。

非自航船等の船舶法が適用されない船舶は船舶国籍証書を有しないため、船舶所有者からの申 請に応じて「日本船舶であることの証明書」を交付している。

総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶にあっては、日本小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっており、国際航海に従事する総トン数20トン未満の日本船舶に対しては、「国籍証明書」を交付している。

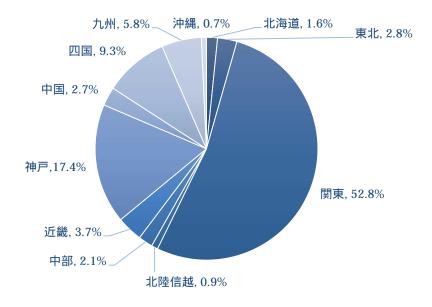
令和6年は、船舶国籍証書56件、日本船舶であることの証明11件、国籍証明書9件を交付した(書換含む)。

また、令和6年12月末現在の管内登録船舶は、525隻、5,322,000トン(第1図) 全国における管内登録船舶の割合は、隻数で7.8%、総トン数で17.4%となっている(第2図)。

#### 第1図 管内登録船舶の推移



#### 第2図 全国における管内登録船舶の割合(総トン数)



#### (2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数は、船舶測度官が船舶の容積を計測して算定しており、一般に船舶の新造、改造、 輸入時等に実施している。

令和6年度は、13件の測度を実施した。

# (3) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、船舶国籍証書の記載内容と船舶の状況が一致していることを定期的に確認(検認)しており、総トン数5,000トン未満の船舶ついては現場確認(臨検)を実施している。

なお、令和7年度からは総トン数20トン以上、5,000トン未満の漁船のみ臨検を行うこととなっている。

令和6年度は36件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復の指導等を行った。

#### (4) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶が解撤又は独航機能撤去等により船舶法適用除外となった場合、船舶測度官が船舶の解撤 の事実等を確認し、船舶法適用除外となったことを証明する「抹消登録申請書に添付するための 証明書」を交付している。

令和6年は1件を交付した。

#### 2 船舶の安全及び海洋汚染等の防止

# (1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法その他関係法令に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等 安環-2について、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会が実施する検査に合格した船舶(旅客船を除く。) は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

#### (ア) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶は、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満たしていることを確認するため、定期的検査を実施している。また、搭載する船舶が特定される前に予め設備等については、予備検査を実施している。

令和6年度は、定期的検査(製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査)2 53件、予備検査(製造、整備)3,374件を実施した。

その他、認定事業場制度により国土交通大臣の認定を受けた事業場では、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる。管内においては、製造事業場9社及び整備事業場4社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

#### (イ) 危険物の運送

船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、特殊な危険物の場合については、容器包装及び積載方法等について必要な措置についての指導や助言を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

令和6年度は、立入り20件を実施した。

## (ウ) 国際安全管理規則(ISMコード)の検査

人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船(漁船を除く。)並びに船舶管理会社に対して、安全運航管理体制を確立し適切に運用することとされており、その確認のための定期的検査を実施している。

また、ISMコード非適用船舶についても、船舶所有者からの要望に応じて同様の審査を実施している。

令和6年度は、ISMコード適用船舶の定期的検査は実績なし、非適用船舶の審査を5件実施した。

## (I) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード(ISPSコード)にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の非旅客船(漁船を除く。)に対して、船舶保安規定の承認やその適格な実施等について定期的検査を実施している。

また、ISPSコード非適用船舶についても、船舶所有者からの要望に応じて同様の審査を 実施している。

令和6年度は、ISPSコード適用船舶について定期的検査1件、船舶保安証書等の交付2件、非適用船舶については実績なしとなっている。

#### (2) 海洋汚染等の防止

(ア) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」)に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。なお、検査非適用船舶については、定期的な立入りにより確認している。

## a)油による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について 定期的検査を実施している。

令和6年度は、定期的検査48件、立入り17件を実施した。

## b) 有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排 出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

令和6年度の定期的検査実績はなかった。

#### c ) ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、国際航海に従事する船舶であって総トン数400トン以上又は最大搭載 人員16人以上の船舶であり、定期的検査により設備の確認を実施している。

令和6年度の定期的検査は実績なし、立入り5件を実施した。

#### d)船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

#### )船舶用原動機の規制(NOxの放出規制)

船舶に搭載する出力が130kWを超えるディーゼル機関は、当該機関からのNOxの放出量が放出基準に適合していることの確認及びNOx放出状況の確認方法等を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期

的検査において放出状況の確認を行っている。

令和6年度は、定期的検査30件、立入り24件、手引書の承認等8件を実施した。

#### )船舶用燃料油の使用規制(SO×の放出規制)

令和2年1月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が0.50%以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、又は硫黄酸化物放出低減装置(EGCS)を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。EGCSについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

令和6年度の定期的検査実績はなかった。

## ) 二酸化炭素 (温室効果ガス) の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数400トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書(SEEMP)の作成が義務付けられており、当該手引書の承認等を行っている。

令和6年度は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を2件交付した。

#### )オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等 を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について定期的な立入りにより確認を 行っている。

令和6年度は、立入り111件を実施した。

## )焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等(焼却が禁止されている物質を除く。)を焼却する場合には、技術 基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられており、定期的検査を実施し ている。

令和6年度の定期的検査実績はなかった。

## e) 有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、有害水バラスト処理設備の設置等が義務付けられている。

総トン数400トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の 船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書につ いて定期的検査を実施している。

令和6年度の定期的検査及び立入りの実績はなかった。

#### (イ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、 総トン数200トン以上のタンカーに乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しな ければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者 養成講習を行っている。なお、令和6年度はオンライン講習とし、筆記試験のみ神戸運輸監理 部において実施した。

令和6年度の受講者は21名、そのうち、合格者は10名となった。

## (ウ) 廃油処理施設の現状

船舶からの油の排出が禁止されているため、船舶内で発生した廃油は船舶廃油処理事業者等が回収し、廃油処理施設にて処理されている。

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者4社4施設と自家用廃油処理施設として2社2施設 が稼働している。

令和6年度は廃油処理場業者1社1施設、自家用廃油処理施設1社1施設に立ち入り、廃油 処理設備等の検査や処理水の分析等を実施した。

## (3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

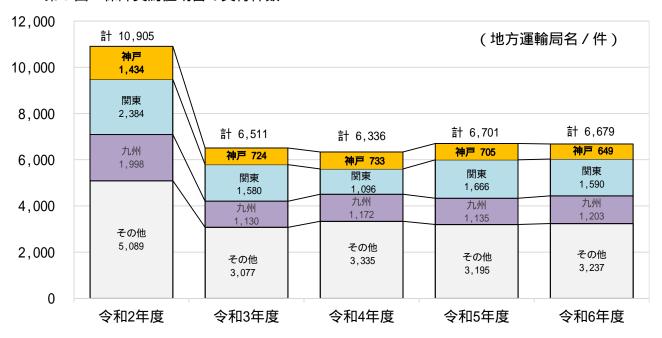
船舶油濁損害賠償保障法に基づき、国際航海に従事する総トン数100トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数300トン以上の船舶は、座礁等による損害(燃料油による汚染、 座礁船の撤去費)を賠償するための保険に加入することとなっており、地方運輸局等が保障契約 証明書を交付している(第3図)。

また、本邦の港に入港等する外航船については、船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し(第4図)、必要に応じて立入検査を行っている。

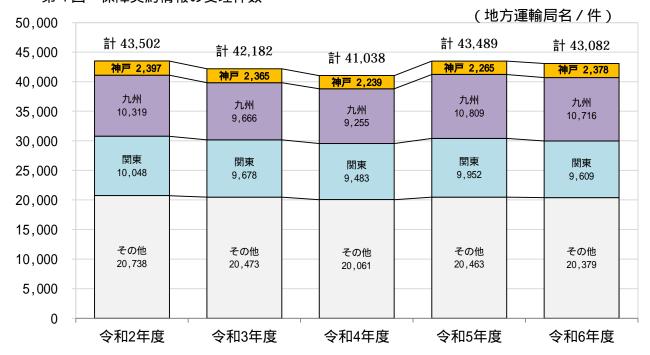
令和6年度は、保障契約証明書交付649件、保障契約情報通報受理2,378件、立入検査331件を実施した。

なお、保障契約証明書については、令和2年度は、法改正及び保障契約更新の2回申請があったため、他の年度に比べて件数が多くなっている。

第3図 保障契約証明書の交付件数



第4図 保障契約情報の受理件数



## 3 海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び 運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官 及び外国船舶監督官(以下「執行官」)や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、 人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。 令和6年度の同計画の実施状況については、第1表のとおりである。

第1表 令和6年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	5 4 隻 2 0 ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	年末年始輸送安全総点検開始 式に併せ、障がい者の参加の 下、船社による防火・退船訓 練状況を確認。
輻輳海域における事故 防止対策	調整官 運航労務監理官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	訪船時を中心に、リーフレット配布。 輻輳海域における事故防止に ついての啓発活動を実施。
危険物積載船に対する 訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	2 0 隻
外国船舶の国際トン数 証書の確認	船舶測度官 外国船舶監督官	在港停泊中の外国 船舶	1隻
安全航行等に関する講習会	調整官 運航労務監理官 船員労働環境・ 海技資格課	旅客船の乗組員・ 運航管理者、内航 船の安全統括管理 者等	安全運航講習会 2 回 (運航管理者研修会及び安全 統括管理者研修会)
小型船舶の安全確保対 策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・ 海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等109隻に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付、海上運送法改正にかかる制度改正の説明を実施
船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・ 海技資格課	内航船、漁船等	内航船 4 4 隻 漁船 3 2 隻

# 4 海事/船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」

(海事QMS)として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」(船員行政QMS)として構築し、業務を実施している。

# 海上安全環境部 船員労働環境·海技資格課

## 1 船員の労働環境

## (1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労 し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加 え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ア)~(キ)の業務を行っている。 また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第1表の指定市町においても取り扱われている。

第1表 船員法事務取扱件数(令和6年度)

種別 局 海事事務所		船員手帳			雇入契約の 成立等の届出			船就 職 証明	記載事項証明	f	抗行報告	Ī	写真 はり 換え	
指定市町	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新	毗奶		受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎	731	6	781	18	2,462	2,368	750	138	3	1	43	42	42	0
姫路海事事務所	35	0	37	4	1,077	1,045	339	0	0	0	32	32	33	0
小計	766	6	818	22	3,539	3,413	1,089	138	3	1	75	74	75	0
尼崎市	0	0	0	1	264	263	70	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	2	0	9	2	809	800	250	0	0	0	12	12	10	0
洲本市	2	0	2	0	4	5	0	0	0	0	5	5	5	0
淡路市	2	0	3	0	19	22	12	0	0	0	9	9	9	0
南あわじ市	6	0	4	0	42	49	16	0	9	0	4	4	4	0
姫路市	14	0	58	2	1,087	1,087	100	0	0	0	54	54	54	0
豊岡市	3	1	7	0	34	43	7	0	0	0	0	0	0	0
香美町	7	0	9	1	48	46	25	0	0	0	2	1	1	0
新温泉町	6	0	8	1	113	94	19	0	0	0	2	2	2	0
小計	42	1	100	7	2,420	2,409	499	0	9	0	88	87	85	0
合 計	808	7	918	29	5,959	5,822	1,588	138	12	1	163	161	160	0

#### (ア) 管内の船舶所有者等の状況

令和6年10月1日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者250社からの報告によれば、所有船舶数は548隻、船員数は3,706人である。(第2表、第1図参照)

#### (イ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者が雇入契約の成立等の届出を各地方運輸局等にて行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行っている。

令和6年度は、1,762件の船員手帳の関係事務(交付、再交付、書換、訂正) 13,507件の雇入契約の成立等の届出関係事務(雇入、雇止、変更、更新)を行っている。

# (ウ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、

タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和7年3月31日現在、一括届出制度を利用している事業者は、27事業者あり、令和6年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が194件あった。

#### (I) 船員就業規則に関する事務

常時10人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に 係る基準の充足の可否等を審査している。

令和7年3月31日現在の就業規則の届出事業者は、162事業者あり、令和6年度には、 新規、廃止、変更(労働時間、休日休暇、賃金、定員表等)の届出が計56件あった。

## (オ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、(独)労働者健 康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未 払い賃金の額の確認等を行っている。

令和6年度は、未払い賃金の額等の確認、事実上の倒産の認定ともに該当なしであった。

#### (カ) その他資格認定等の事務(令和6年度)

当直部員の認定 本局292件 姫路 13件

危険物等取扱責任者の認定 本局615件 姫路 34件

旅客船教育訓練の認定 本局 7件 姫路 1件

救命艇手適任証書交付 本局 17件

限定救命艇手適任証書交付 本局 0件

船舶保安管理者適任証書交付 本局 73件

特定海域運航責任者資格認定 本局 0件 姫路 0件

#### (キ) 海上労働検査制度に関する事務

平成25年5月1日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換 (令和6年度) 本局 2件

姫路 0件

# 第2表 船員法適用船員数

< 船種別 >

(令和6年10月1日現在)

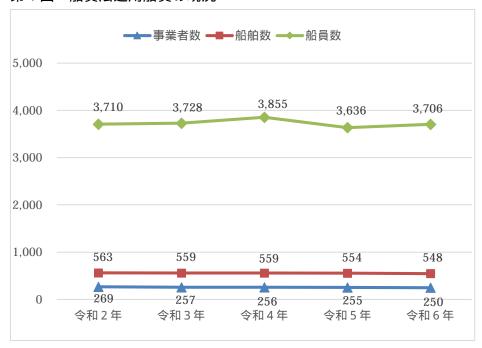
区分	本局·支局別	本局	姫路	合計
汽	船舶所有者数	65	29	94
	隻 数	144	61	205
船	乗 組 員 数	1,107	236	1,343
漁	船舶所有者数	49	0	49
	隻 数	49	0	49
船	乗 組 員 数	402	0	402
そ	船舶所有者数	57	51	108
の	隻 数	207	87	294
他	乗 組 員 数	977	382	1,359
	船舶所有者数	171	80	251
計	隻 数	400	148	548
	乗 組 員 数	2,486	618	3,104
船	乗 組 員 数	2,486	618	3,104
員	予 備 員 数	514	19	533
数	計	3,000	637	3,637
内	非雇用船員数	33	36	69
訳	適用船員数	3,033	673	3,706

注.「その他」とは、汽船(貨物船・旅客船等)及び漁船以外の船舶(官庁船等)である。 第2表の数値は、令和6年10月1日現在の船員法第111条に基づく事業状況報告によるも のであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

# 総トン数別> (令和6年10月1日現在)

*	:局·支局別	本局	姫路	合計
総トン数	区分			
5 ~ 19	隻 数	99	40	139
5~ 19	乗組員数	228	58	286
20 ~ 99	隻 数	83	16	99
20 * 99	乗組員数	478	38	516
100 ~ 499	隻 数	160	76	236
100 433	乗組員数	964	402	1,366
500 ~ 699	隻 数	0	7	7
300 ~ 099	乗組員数	0	49	49
700 ~ 999	隻 数	15	9	24
100 ~ 999	乗組員数	123	70	193
1000 ~ 4999	隻 数	20	0	20
1000 ~ 4999	乗組員数	334	1	335
5000 ~ 9999	隻 数	8	0	8
3000 * 3333	乗組員数	94	0	94
10000 ~	隻 数	13	0	13
10000 ~	乗組員数	263	0	263
その他	隻 数	2	0	2
· C 0.7世	乗組員数	2	0	2
計	隻 数	400	148	548
ΠI	乗組員数	2,486	618	3,104

第1図 船員法適用船員の現況



## (2) 船員衛生環境等の業務

(ア) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和7年3月31日現在、本局管内50機関、姫路海事事務所管内13機関、合計63機関の医療機関が指定を受けている。

#### (イ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は、航行区域・総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。 管内における令和6年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者適任証書(認定104件、再交付2件、引替0件)

船舶料理士資格証明書(交付31件、再交付0件、引替0件)

## (3) マルシップに関する事務

(ア) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶(マルシップ)に係る事務取扱状況(本局分)は、第3表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第4表のとおりである。

第3表 マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況(令和6年度)

			雇入契約等の届出内訳						
		雇入	雇止	変 更	更新				
雇入契約等	等届出件数	1,083	1,019	328	124				
711 2017	日本人	89	55	11	1				
マルシップ	外国人	994	964	317	123				
電子	届出	922	917	283	123				

(注)「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第4表 マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況(令和6年度)

	新規 書換 再交付 訂正					
船員手帳交付等件数	531	673	0	1		

#### (イ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

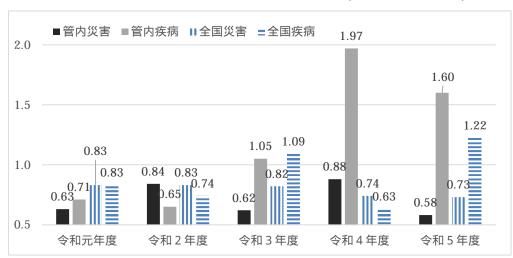
日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長(運輸監理部長を含む)の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うこととなっている。

令和6年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を0件、船員認定を123人行った。

## (4) 船員災害防止対策

# (ア) 災害・疾病発生状況

令和元年度から令和5年度の5か年間における災害疾病発生率の推移(全船種)は、第2図のとおりとなっている。



第2図 最近5か年間の災害疾病発生率の推移(全船種・百分率)

令和5年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第5表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を0.15ポイント下回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を0.38ポイント上回っている。

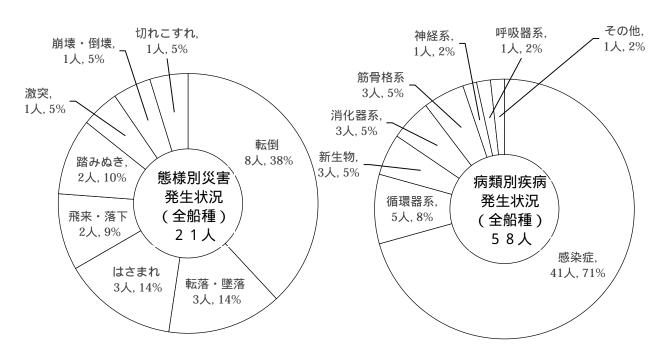
また、令和5年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第3図及び第4図のとおりとなっている。

第5表 管内船員災害疾病発生状況(令和5年度)

船種別	山 一般	船舶	漁	船	その	の他	全舟	<b>凸種</b>	全国平均
区分	人 数	百分率	人 数	百分率	人 数	百分率	人 数	百分率	百分率
災害	6	0.35	7	1.69	8	0.53	21	0.58	0.73
疾病	10	0.59	4	0.97	44	2.90	58	1.60	1.22
船員数	1,7	'05	41	14	1,5	17	3,6	36	

(注)1.船員数は、令和5年10月1日現在で、予備船員を含んだものである。

# 第3図 態様別災害発生状況(令和5年度) 第4図 病類別疾病発生状況(令和5年度)



令和6年度の管内の船員災害疾病発生状況(速報値)は、第6表のとおりとなっている。

また、令和6年度の管内の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況(速報値)は、それぞれ第5図及び第6図のとおりとなっている。

第6表 管内船員災害疾病発生状況(令和6年度速報値)

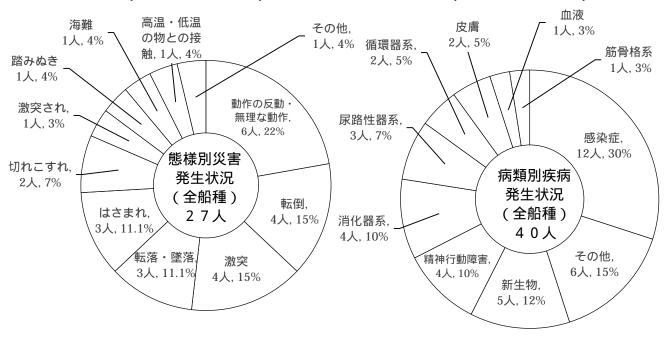
船種別	一般	船舶	漁	船	そ 0	D 他	全角	<b>沿種</b>
区分	人 数	百分率						
災害	18	1.03	5	1.23	4	0.26	27	0.73
疾病	14	0.80	11	2.72	15	0.97	40	1.08
船員数	1,7	47	40	)5	1,5	54	3,7	06

#### 第5図 態様別災害発生状況

#### 第6図 病類別疾病発生状況

#### (令和6年度速報値)

#### (令和6年度速報値)



#### (イ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を 以下のとおり開催した。

第1回:令和6年5月29日(対面形式/オンライン形式)

第2回:令和7年3月 6日(オンライン形式)

なお、管内における「2024年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

- a) 死亡・重大災害の防止対策
  - ・海中転落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険個所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認。
  - ・海中転落の際の存命率向上のため、墜落制止用器具及び作業用救命衣の着用徹底を指導。
  - ・事故の未然防止のため、作業前のミーティングや作業中の意思の伝達・合図等のコミュニ ケーションの強化・充実を図る。
  - ・船舶所有者による自主点検をはじめとして安全衛生管理体制の整備とその活動の推進を 図る。
  - ・酒酔い操縦による死亡事故を受け、当直・操縦前のアルコールチェックの徹底等、安全管 理体制の充実を図る。
  - ・但馬地区の漁船における災害を防止するため、作業場所の確認や足元の漁網やロープ等の 上に乗らない等の作業手順等の再確認を徹底する。

#### b) 船員の健康確保対策

・無料船員健康相談所を開設し、船員に対し積極的な利用を促す。また、関係者に対し、健

康情報の講演会を開催し、健康確保対策の促進を図る。

- ・感染症における正しい知識と最新の動向を把握するとともに、それぞれの感染症に応じ た必要な感染防止対策を徹底する。
- ・「船員向け産業医制度」「健康検査結果に基づく健康管理」「過重労働対策」「メンタルヘルス対策」について、適切に運用出来るよう周知啓発及び指導の徹底を図る。
- ・乗組員へのパワーハラスメントの防止とメンタルヘルス保全確保のため、船舶所有者の 取組み方針を確立し、周知・啓発を図るとともに、ストレスチェックの実施等、メンタル ヘルスケアに積極的に取組み、これに対応する研修等の実施に努める。

## (ウ) 船員労働安全衛生月間(9月1日~30日)

昭和32年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本 局 管 内 : 神戸地方船員労働安全衛生協議会

姬路海事事務所管内 : 姬路地方船員労働安全衛生協議会

・令和6年度(第68回)は"待っている 家族の笑顔を 忘れずに"のスローガンのもと、 各種広報、安全衛生指導(訪船・訪社) 講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設 等の行事を実施した。

#### (I) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

9月10日:「海中転落者救助訓練」

(主催:大阪湾水先艇株式会社、68名参加)

#### (オ) 安全衛生管理体制の確立

令和6年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、8社(うち任意選任5社)安全衛生委員会を設置している事業者は13社(うち任意設置6社)ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

#### (カ) 船員労働災害防止優良事業者(一般型)認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的 努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者(一般型)認定制度」について、令和6年度末現在、管内では5事業者(1級:2者 2級:3者)が認定されている。

## 2 海技資格事務の現況

## (1) 海技士国家試験

#### (ア) 定期試験

令和6年4月、7月、10月、令和7年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第7表のとおりである。

第7表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数

(令和6年度)

区分	Ħ	申請者数	<b>数</b>	合格 者数			
種別	併 科	本 科	則36条	併 科	本 科	則36条	
航海1~6級	3 3	4 9 5	3 4 7	3	174	7 6	
機関1~6級	2 6	3 1 4	2 1 4	4	1 5 4	7 8	
*通信1~4級	1	2 2	-	-	2 2	-	
合 計	5 9	8 3 1	5 6 1	7	3 5 0	1 5 4	

<sup>\* 「</sup>通信1~4級」は、海技士(通信)1~3級と、海技士(電子通信)1~4級の合計である。

## (イ) 臨時試験

神戸市で3回実施した。申請者総数は96名で、合格者総数は93名であった。

## (2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家 試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第7図のとおりである。

## 第7図 小型船舶操縦士免許受有者数(全国)の推移



(国土交通省海事局海技課の統計資料より作成)

<sup>\* 「</sup>則36条」は、「本科」の内数である。

## (3) 免許関係事務等

令和6年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 免許等各種申請の取扱件数

区分 種別	免許	訂正・ 再交付	限定解除	更新
航海1~6級	1 4 4	4 8	5 1	3 4 1
機関1~6級	1 0 9	5 1	2 2	2 3 7
通信 1 ~ 4 級	3 2	1 0	-	3 1
小型船舶操縦士	8 9 9	4 9 0	4	4,004
	(143)		(4)	
合 計	1,184	5 9 9	7 7	4,613

()は、特定操縦免許の申請数(内数)

第9表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件    名					
船舶職員及び小型船舶操縦	乗組み基準特例許可(法第20条)	3 1			
者法関係申請書受理件数	同等業務経験認定 (法第7条の2第3項第2号)	173			
	計	2 0 4			
海技士試験関係合格証明書	筆記試験合格証明書	8 2			
交付件数	身体検査合格証明書	1 9			
	筆記試験科目免除証明書	3 7			
合格証明書					
	計	1 6 1			

## (4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として西日本海技専門学院が登録されている。

## (5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録操縦免許証更新講習等実施機関として、 (株)ハイビスカスボートクラブ、西日本海技専門学院、神戸海技専門学院及び橘海事事務所が登録 されており、令和6年度においては第10表のとおり実施された。

第10表 更新・失効再交付講習の実施状況

±# 33 A 14 DI	小型船舶操縦士				
講習の種別 	更新講習(人)	失効再交付講習(人)			
合 計	1,312	1 2 9			

## (6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和6年度の交付実績は7件である。

## (7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者(船長)の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等の行事においてライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行っている。また、小型船舶操縦者(船長)の遵守事項についての安全指導等について、管内の市や県、海上保安部等の関係機関との合同パトロールを実施するなど、小型船舶の安全対策を推進している。

令和6年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、以下のとおりとなった。

(周知・啓発)神戸地区4回 マリンカーニバル神戸2024へのブース出展

明石地区1回 小型船安全キャンペーン

西宮地区4回 関西フローティングボートショーへのブース出展

マリンウィークでの講話

淡路地区1回 小型船安全キャンペーンでのパンフレット配布

(安全指導等)明石地区2回

なお、令和6年度の管内における水上オートバイの衝突事故は1件(神戸海上保安部発表)であった。

## 3 水先の現況

#### (1) 水先区及び水先区水先人会の現況

管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び 「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は 令和7年3月31日現在、大阪湾水先区:89名(一級72名、二級10名、三級7名)、内海水 先区: 131名(一級104名、二級13名、三級14名)の合計220名で、令和6年度の実績については第11表のとおりであり、過去5年間の推移は第8図のとおりである。

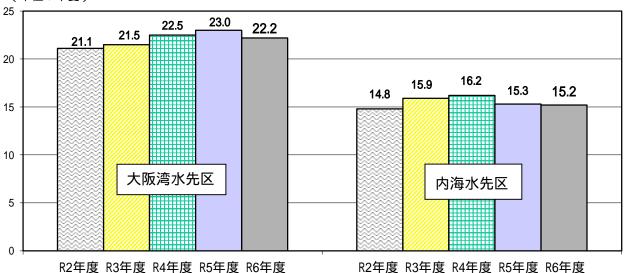
水先人乗船船舶の海難事故は、令和6年度は8件であった。

第11表 水先実績

水先人会		日本	本船舶	外	国船舶	合計		対前年度比	
			(千トン)		(千り)		(千トン)		(%)
		隻数	総り数	隻数	総り数	隻数	総り数	隻数	総り数
大阪湾	K先区	1,009	72,967	21,199	826,030	22,208	898,997	97%	98%
内海水统	包	1,424	92,966	13,755	523,587	15,179	616,553	99%	95%
合	計	2,433	165,933	34,954	1,349,617	37,387	1,515,550	98%	97%

第8図 管内水先実績の推移(隻数)

(単位:千隻)



## (2) 水先人試験

令和6年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者(見込みも含む)43名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の2級及び3級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和6年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者(進級を含む。)は合計21名(大阪湾水 先区:1級7名(うち5名進級)2級1名、3級2名/内海水先区:1級8名(うち2名進級) 3級3名)である。

## (3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和6年度の受験者はなかった。

## (4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、令和6年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は11件、再認定は12件であった。

海上安全環境部 運航労務監理官

## 1 運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、平成18年度に創設された運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

## (1) 運航管理監査等の実施状況

#### (ア) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第1表のとおりである。

第1表 運航管理監査実施状況(令和6年度)

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船(国内)	1 2 2	4
貨物船 (国内)	2 4 3	5
合計	3 6 5	9

<sup>(</sup>注)船舶監査(安全管理規程の備置及び遵守状況)は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

#### (イ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第2表のとおりである。

第2表 安全確認検査等実施状況(令和6年度)

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	0	0	5	3	5	3
姫路	0	0	1	1	1	1

## (ウ) 安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第3表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第4表のとおりである。

第3表 安全統括管理者及び運航管理者研修~YouTube 配信~(令和6年度)

実施日	研修内容			
	「旅客船の総合的な安全安心対策として、今後運用が始まるもの			
	(安統官等の試験制度、安全管理規定、安全情報)」			
令和7年3月3日	神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官 山口 浩司			
~ 3月21日				
	「気象海象が関連した事故事例について」			
	運輸安全委員会事務局神戸事務所 地方事故調査官 岩崎 直樹			

## 第4表 旅客船の運航管理者及び乗組員研修(令和6年度)

実施日	研修内容
令和6年11月25日	「南海トラフ地震臨時情報と地震津波の情報」
	神戸地方気象台リスクコミュニケーション推進官 笠 良太
<共催>	
神戸運輸監理部	「旅客船の安全運航について」
神戸旅客船協会	神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官 青木 健太郎

## (2) 船員労務監査等の実施状況

## (ア) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は79隻である。

## (イ) 船員法等に基づく監査

令和6年度の監査実績は、第5表~第10表のとおり、監査船舶数368隻、監査事業場数20社であり、監査の結果は、戒告16件、勧告50件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和6年度の対象事業は1件であった。

第5表 監査船舶及び事業場数(令和6年度)

	汽船					
監査	7 0 0 トン	7 0 0 トン	漁船	船舶計	事業場	合 計
実施局	以上	未満				
本 局	3 8	176	3 5	2 4 9	1 3	262
姫 路	1 1	1 0 8	0	1 1 9	7	1 2 6
合 計	4 9	284	3 5	3 6 8	2 0	3 8 8

<sup>(</sup>注)件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第6表 船員法等条項別違反件数(令和6年度)

	違反	本 局	姫 路	合 計	
船員法	8条	発航前の検査	0	1	1
船員法	10条	甲板上の指揮	3	0	3
船員法	14条の4	航海の安全の確保	4	5	9
船員労働安全衛生規則	10条の3	産業医の業務に関する事項 の周知	1	0	1
船員労働安全 衛生規則	2 2 条	燃え易い廃棄物の処理	1	0	1
船員労働安全 衛生規則	2 4 条	安全標識等	1	0	1

第7表 船員法等条項別勧告件数(令和6年度)

	勧告条	本 局	姫 路	合 計	
船員法	8条	発航前の検査	0	2	2
船員法	14条の3第2項	非常配置表及び 操練	1	6	7
船員法	14条の4	航海の安全の確保	1	1 1	1 2
船員法	5 0 条第 4 項	船員手帳	0	1	1
船員法	6 2 条	補償休日	1	0	1
船員法	65条の2第3項	労働時間の限度	1	0	1
船員法	8 3 条第 1 項	健康証明書	2	3	5
船員法	1 2 6 条第 1 項	発航前の検査記録	0	2	2
船員労働安全 衛生規則	5条	安全担当者の業務	0	7	7
船員労働安全 衛生規則	8条	衛生担当者の業務	0	4	4
船員労働安全 衛生規則	2 2 条	燃え易い廃棄物の処理	1	0	1
船員労働安全 衛生規則	2 4 条第 1 項	安全標識等	1	0	1
船員労働安全 衛生規則	24条第3項	安全標識等	1	0	1
船員労働安全 衛生規則	2 6 条第 1 項	床面等の安全	0	1	1
船員労働安全 衛生規則	40条の2第1項	飲用水の水質検査等	1	2	3
船員労働安全 衛生規則	40条の2第3項	飲用水の水質検査等	0	1	1

第8表 船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		令和	令和	令和	令和	令和
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6年度
	船舶監査	2 2 0	1 0 8	2 1 0	3 7 2	3 6 8
監査 件数	事業場監査	2	1	1 8	4 0	2 0
11 83	合 計	2 2 2	1 0 9	2 2 8	4 1 2	3 8 8
, + 1	船舶監査	5	5	8	1 0	1 6
違反 件数	事業場監査	0	0	0	0	0
IT XX	合 計	5	5	8	1 0	1 6
勧告 件数	船舶監査	0	0	2	1 4	4 8
	事業場監査	0	0	0	0	2
	合 計	0	0	2	1 4	5 0

# 第9表 災害発生時監査状況(令和6年度)

監査 実施局	監査	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	1	漁船	疾病	死亡	なし
姫路	1	旅客船兼車両航走船	転倒	負傷	なし

第10表 海難発生時監査状況(令和6年度)

監査 実施 局	監查隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	1 0	漁網 類 類 類 類 う う う う う う う う う う う う う う う	旅客船 貨物船 油タンカー兼引火性液体物質ばら 積船兼液体化学薬品ばら積船 コンテナ専用船 漁船 コンテナ専用船 貨物船 コンテナ専用船 な客船 曳船兼押船兼作業船	なし 船員法 1 4条の4違反 なし 船員法 1 0条、1 4条の4違反 船員法 1 0条、1 4条の4違反 なし なし 船員法 1 0条、1 4条の4違反 なし なし なし なし
姫路	3	航路標識(浮標)接触 乗揚(定置網) 衝突	貨物船 貨物船 交通船兼作業船	なし 船員法14条の4違反 なし

## (ウ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく通報

船員法等に基づく船舶監査の際に、船舶職員又は小型船舶操縦者法の違反が認められたものについては、船員労働環境・海技資格課へ通報することとなっており、令和6年度の通報は1件であった。

## (3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成17年にJR福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成18年10月に創設され、神戸運輸監理部では平成19年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第11表のとおりであり、合計317社(延べ数)に対して実施した。

第11表 評価を行った事業者数(令和7年3月31日現在)

	旅客船事業者	内航運送事業者	合 計
平成19年度	7	5	1 2
平成20年度	1 0	7	1 7
平成21年度	2 2	1 5	3 7
平成22年度	2 0	3 1	5 1
平成23年度	1 1	2 9	4 0
平成24年度	1 3	2 6	3 9
平成25年度	6	1 0	1 6
平成26年度	7	9	1
平成27年度	7	9	1 6
平成28年度	8	5	1 3
平成29年度	6	5	1 1
平成30年度	6	5	1 1
令和元年度	3	5	8
令和2年度	4	3	7
令和3年度	2	2	4
令和4年度	4	3	7
令和5年度	5	2	7
令和6年度	3	2	5
合 計	1 4 4	173	3 1 7

海上安全環境部外国船舶監督官

## 1 外国船舶の監督

#### (1) PSCの概要及び体制

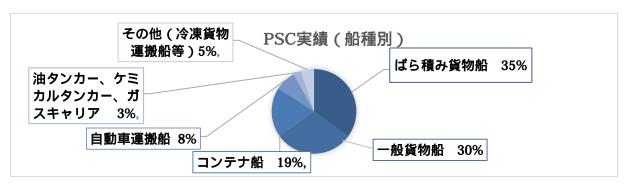
PSC(ポート・ステート・コントロール: 寄港国による外国船舶の監督)は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶(サブスタンダード船)の排除を目的として外国船舶監督官(PSC官)により実施される。本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対し、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘、是正を指導し、重大な欠陥の場合は是正されるまで出港を差し止める勾留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦 屋港、東播磨港、相生港及び赤穂港に於いてPSCを実施している。

#### (2) 管内 P S C の概要

令和6年度において管内で実施しているPSC対象船舶の船種は、ばら積み貨物船が最も多い。 ばら積み貨物船が多いのは、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨 物船や、輸入穀物を扱うサイロが多くあるためで、管内の特徴の一つとなっている。また、隻数 は少ないものの、LNG船、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種 について検査をしているのも特徴である。

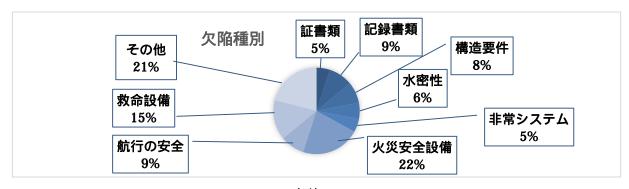
## 第1図 令和6年度船種別管内PSC実績



令和6年度検査において指摘される欠陥の傾向として、火災安全設備の欠陥が最も多く、次いで救命設備の欠陥となっている。

なお、令和6年度の重大な欠陥による拘留処分率は1.0%である。

## 第2図 令和6年度欠陥指摘種別



安外 - 1 -

#### (3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施する PSCの集中検査キャンペーン(Concentrated Inspection Campaign: CIC)を行っている。 令和6年度は、船員の賃金と船員の雇用契約(MLC)に関するCICを令和6年9月1日から1 1月30日までの3か月間実施し、管内において76隻の外国船に対してCICを実施した結果 14隻、21件の欠陥を指摘した。

\* 東京MOU: アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国・地域(現在22カ国・地域)の間で、東京において交わされた覚書、または同覚書により運営されている国際組織体(事務局は東京に常設)。日本は東京MOUの主導国としてPSC検査官の訓練・研修など、PSC協力体制の強化、発展に貢献。(現メンバー国:オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム)

#### (4) 東京MOU事業の支援(外国人PSC研修生の受入れ)

(公財)東京エムオウユウ事務局が(公財)日本財団の支援を受けて東京MOU域内各国のPSC官を対象として一般研修(General Training Course: GTC)を実施しており、毎年、域内各国からPSC官を我が国に受け入れている。近年は、IMO(国際海事機関、国連の専門機関の一つ)の支援の下、中東地域、インド洋地域等、他地域MOUからのPSC官もGTCの対象としている。

令和6年度は、8月20日~9月11日の間、第12回GTCが開催され、神戸運輸監理部においては、横浜にて実施された座学に講師として2名を派遣、神戸での船上実習には研修生2名(ヨルダン及びオマーン)を受入れた。

#### (5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組み

平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施している。例年2月頃にこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施している。

# 兵庫陸運部 輸送部門

## 1 自動車運送事業の現況

## (1) 業務別事業者数及び車両数の推移

業務別の事業者数及び車両数の推移は、第1表のとおりである。

事業の種類 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 区分 62 66 66 66 66 事業者数 乗合 3,135 2,398 3,091 3,074 3,044 車両数 112 101 旅 事業者数 132 126 110 貸切 1,291 1,302 1,278 1,192 1,419 車両数 [1,031][990] [954] [915] [864] 事業者数 乗用 1.828 1.786 1.777 1.760 1.718 車両数 8,834 8,521 8,490 8,384 8,177 客 事業者数 23 25 28 27 28 特定 車両数 138 139 158 166 162 事業者数 6 6 6 6 6 特別積合 290 車両数 364 365 314 297 2,243 2,310 2,316 2,322 2,331 事業者数 貨 一般 56,314 57.041 57.206 57.995 47.397 車両数 事業者数 7 7 7 7 7 特定 87 85 車両数 85 85 85 事業者数 129 132 131 131 129 霊柩 501 504 500 車両数 499 431 物 貨物軽自 事業者数 7.659 8,300 8,856 8,985 8,861 動車運送 車両数 12,075 13,068 13,625 14,214 13,626 利用運送 事業者数 3,242 3,283 3,313 3,352 3,313

第1表 業務別事業者数及び車両数の推移

資料: 国土交通省自動車局、近畿運輸局

#### (2) 乗合バス事業の現況

乗合バスは、公共交通機関として重要な役割を果たしている。そのなかで、輸送人員及び収入については、人口が増加傾向にある都市部において若干の増加が見られるものの、地方部においてはモータリゼーションの進展等に伴う自家用自動車の普及により、輸送需要の減少が続いていたが、新型コロナ禍の影響により、輸送人員、営業収入など大きな影響を受けた。

令和2年度を底として回復傾向にあるものの、深刻な乗務員不足と併せて、乗合バス事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

<sup>(</sup>注)1 乗用の[]内は個人タクシーで内数。

<sup>2「</sup>一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数は兵庫県内に営業所のある事業者数で通過事業者は含まれない。

<sup>3「</sup>一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数、車両数に乗合タクシーを含む。

第2表 乗合バス事業の実績

項目	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延実在車両数		101.2%	87.7%	110.6%	99.9%	78.7%
(日車)		1,013,908	889,228	983,695	982,458	772,915
延実働車両数		104.0%	81.7%	111.3%	102.9%	74.4%
(日車)		812,450	663,905	738,736	760,115	565,725
実働率 (%)		80.1	74.7	75.1	77.4	73.2
走行キロ		100.4%	98.9%	115.2%	73.8%	85.3%
(千丰口)		133,733	132,329	152,379	112,393	95,914
輸送人員		99.2%	63.5%	117.1%	114.5%	73.7%
(千人)		244,755	155,482	182,104	208,444	153,532
運送収入		97.1%	63.8%	119.7%	109.8%	86.7%
(千円)		52,368,002	33,410,011	39,987,836	43,906,114	38,072,083
	走行キロ	96.6%	121.1%	103.5%	71.7%	114.7%
実働	(十口)	164.6	199.3	206.3	147.9	169.5
1日1車	輸送人員	95.5%	77.7%	105.3%	111.2%	99.0%
当たり	(人)	301.3	234.2	246.5	274.2	271.4
	運送収入	93.4%	78.1%	107.6%	106.7%	116.5%
	(円)	64,457	50,323	54,130	57,762	67,298

資料:近畿運輸局 上段は、対前年比

## (3) 貸切バス事業の現況

貸切バス事業については、団体旅行の小口化、旅行商品の低価格化等により、事業全体の輸送人員、運送収入、総走行キロなどは減少傾向が続いているが、安全コストが適切に反映された運賃・料金制度の導入や訪日外国人旅行者の増加等により、実働1日1車あたりの運送収入は上昇傾向に転じた。しかし、新型コロナ禍では輸送需要が大きく減少したことから、輸送人員、運送収入などに影響を受けており、令和2年度を底として回復傾向にあるものの、現在も新型コロナ禍以前の水準に戻っていない。

第3表 貸切バス事業の実績

年度 項目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
延実在車両数		92.1%	91.1%	98.7%	86.7%	102.5%		
(日車)		485,955	442,826	437,056	378,908	388,318		
延実働車両数		88.0%	51.5%	119.8%	109.9%	115.3%		
(日車)		195,520	100,765	120,675	132,609	152,903		
実働率 (%)		40.2	22.8	27.6	35.0	39.4		
走行キロ		88.1%	36.8%	125.6%	119.3%	134.3%		
(千キロ)		37,797	13,907	17,465	20,838	27,994		
輸送人員		80.2%	48.6%	113.7%	135.9%	105.6%		
(千人)		9,757	4,738	5,388	7,321	7,731		
運送収入		93.6%	43.0%	138.8%	98.7%	139.7%		
(千円)		14,322,940	6,158,791	8,550,290	8,436,063	11,783,331		
	走行キロ	100.1%	71.4%	104.9%	108.6%	116.5%		
実働	(丰口)	193.3	138.0	144.7	157.1	183.1		
1日1車	輸送人員	91.1%	94.2%	95.1%	123.5%	91.6%		
当たり	(人)	49.9	47.0	44.7	55.2	50.6		
	運送収入	106.3%	83.4%	115.9%	89.8%	121.1%		
	(円)	73,256	61,120	70,854	63,616	77,064		

資料:近畿運輸局 上段は、対前年比

#### (4) タクシー事業の現況

タクシー事業は、長引く景気の低迷により輸送需要が減少し、依然として厳しい経営環境にある。そのなかで、乗務員の労働条件の改善やサービス水準の向上等を実現するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、神戸市域交通圏、東播磨交通圏及び姫路・西播磨交通圏が準特定地域に指定され、供給過剰状態の適正化や需要を喚起する活性化を進めることにより、タクシー事業の生産性向上を図っているところである。新型コロナ禍では輸送需要が大きく減少したことから、輸送人員、運送収入などに影響を受けており、令和2年度を底に回復傾向にあるが現在も新型コロナ禍以前の水準に戻っていない。

第4表 タクシー事業の実績

項目	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	車両数	99.2%	91.9%	97.8%	96.9%	103.2%
	-	2,340,231	2,151,657	2,103,841	2,039,644	2,105,301
延実働	車両数	95.7%	78.0%	99.6%	97.3%	100.1%
(日	車)	1,479,471	1,153,711	1,149,472	1,118,572	1,119,195
	動率 %)	63.2	53.6	54.6	54.8	53.2
総走征	行キロ	94.3%	65.5%	100.8%	112.6%	98.9%
( ‡	-□)	243,312,252	159,334,394	160,668,979	180,938,539	178,930,961
実車	<u>‡</u>	94.4%	60.8%	103.8%	119.4%	99.0%
( <b>‡</b>	-口)	104,705,094	63,664,937	66,072,879	78,879,568	78,061,398
	<b>車率</b> %)	43.0	40.0	41.1	43.6	43.6
輸送	人員	94.1%	62.3%	99.9%	115.5%	97.1%
()	人)	41,263,483	25,711,641	25,677,796	29,663,240	28,812,222
運送	収入	94.9%	64.9%	104.5%	118.9%	110.1%
(∓	一円)	41,119,853	26,672,887	27,882,890	33,150,313	36,513,269
	走行キロ	98.6%	84.0%	101.2%	115.7%	98.8%
実働	(丰口)	164.5	138.1	139.8	161.8	159.9
	実車キロ	98.6%	78.0%	104.2%	122.6%	98.9%
	(丰口)	70.8	55.2	57.5	70.5	69.7
1日1車	輸送人員	98.2%	79.9%	100.0%	118.9%	97.1%
当たり	(人)	27.9	22.3	22.3	26.5	25.7
	運送収入	99.1%	83.2%	104.9%	122.2%	110.1%
	(円)	27,794	23,119	24,257	29,636	32,625

資料:近畿運輸局(法人タクシーの輸送実績)

上段は、対前年比

#### (5) トラック運送事業の現況

トラック運送事業については、輸送の安全対策とともに環境対策が重要な課題となっており、低公害車の普及促進など環境負荷の軽減に関する様々な施策が実施されている。また、事業における長時間労働、乗務員不足の改善のために取引環境・労働時間改善などが喫緊の課題となっている。

第5表 貨物自動車運送事業輸送実績の推移

No to	年度	元年		2年		3年/	芟	4年)	芰	5年	度
区分		トン数	シェア								
全	営業用	3,053,766	70.5%	2,550,515	67.3%	2,602,052	66.9%	2,557,548	66.8%	2,512,059	66.4%
	自家用	1,275,366	29.5%	1,236,483	32.7%	1,286,345	33.1%	1,268,451	33.2%	1,268,446	33.6%
国	合 計	4,329,132	100.0%	3,786,998	100.0%	3,888,397	100.0%	3,825,999	100.0%	3,780,504	100.0%
近	営業用	467,707	82.4%	378,461	75.0%	386,524	74.6%	387,801	75.4%	369,621	71.92%
	自家用	99,627	17.6%	126,057	25.0%	131,885	25.4%	126,421	24.6%	144,339	28.08%
畿	合 計	567,334	100.0%	504,518	100.0%	518,409	100.0%	514,221	100.0%	513,960	100.0%
兵	営業用	119,503	82.3%	110,162	78.0%	109,899	74.1%	106,764	78.6%	99,085	76.3%
	自家用	25,775	17.7%	30,999	22.0%	38,328	25.9%	29,096	21.4%	30,779	23.7%
庫	合 計	145,280	100.0%	141,161	100.0%	148,227	100.0%	135,860	100.0%	129,864	100.0%

資料:国土交通省「自動車輸送統計年報」 単位:千トン

「備考」 シェア:全国=全国における自家用、営業用貨物別の占有率

近畿 = 近畿 6 府県における自家用、営業用貨物別の占有率

兵庫 = 兵庫県内における自家用、営業用貨物別の占有率

自家用特殊用途車を除く

# 兵庫陸運部 監査部門

#### 1 自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表 令和6年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	伽	計
バス	2	1	2	0	5	3	4	25	3	4	6	4		59
タクシー	0	2	3	7	1	1	2	2	6	1	0	5		30
トラック	7	8	9	7	10	13	12	8	10	6	10	10		110
合 計	9	11	14	14	16	17	18	35	19	11	16	19		199

監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

第2表 令和6年度自動車運送事業の行政処分等状況(監査による処分)

	≠≠=≠取3半	声光后心		車両の使用停」	Ŀ	敬生	合 計
	許可取消	事業停止	件数	車両数	延日車数	警告	件 数
バス	0	0	3	18	90	10	13
タクシー	0	0	6(2)	36(11)	131(45)	7(1)	13(3)
トラック	0	0	25(17)	66(36)	1120 (580)	8	33(17)
合 計	0	0	34(19)	120(47)	1341(625)	25 (1)	59(20)

( )内の数値について、令和5年度に監査を実施し、行政処分結果が令和6年度となった件数を計上。件数等については、内数で計上。

#### 行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の 取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて 行政処分等という。

# 兵庫陸運部 検査整備保安部門

#### 1 自動車特定整備事業の現況

#### (1) 自動車特定整備事業者等の推移

自動車特定整備事業者数等については増加傾向が見られたが、令和6年度は微減に転じている。また、整備主任者および自動車検査員は微増傾向となっている。

第1表 自動車特定整備事業者数等の推移 (各年度末現在)

項目  年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認証工場	3,393	3,414	3,423	3,447	3,444
認定工場	99	98	97	97	96
指定工場	1,134	1,132	1,130	1,127	1,129
整備主任者	7,809	7,622	7,602	7,625	7,627
自動車検査員	3,286	3,354	3,382	3,387	3,379

#### (2) 自動車整備士の現況

近年は、少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減していることから、平成26年度から高等学校訪問をすることにより人材確保に取り組んでいる。なお、令和5年度までは増加傾向が見られたが、令和6年度で減少となっている。

第2表 兵庫県内において合格した整備士数 (単位:人)

		Ī	ı			
項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	大型自動車	-	-	-	-	-
—	小型自動車	47	57	53	52	20
級	二輪自動車	-	-	-	-	-
	小 計	47	57	53	52	20
	ガソリン自動車	363	408	389	443	382
l _	ジーゼル自動車	311	284	297	350	290
級	自動車シャシ	-	-	-	-	-
1147	二輪自動車	18	9	16	12	20
	小 計	692	701	702	805	692
	自動車シャシ	49	59	55	54	47
_	自動車ガソリン・エンジン	106	115	162	158	124
三級	自動車ジーゼル・エンジン	3	0	2	8	4
WAX	二輪自動車	8	13	21	7	23
	小 計	166	187	240	227	198
١.	タイヤ	0	0	0	0	0
自動	電気装置	1	1	0	3	0
車	車体	26	48	24	51	38
	小 計	27	49	24	54	38
	合 計	932	994	1,019	1,138	948

#### 2 自動車検査業務の現況

#### (1) 検査関係業務量の推移

兵庫陸運部における過去5年間の検査業務量の推移は、指定整備率及び、継続検査(持込) は横ばい傾向が見られ、新規検査等は微減傾向であったが、令和6年度では増加している。

第3表 兵庫陸運部 検査業務量推移

項目	_	_		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指	定		整	備	446,735	406,043	422,532	407,455	415,495
継	続		検	查	95,555	93,304	96,663	94,392	95,655
新	規	検	查	等	28,299	27,349	23,781	22,410	24,440
指	定	整	備	率	82.38%	81.31%	81.38%	81.19%	81.29%

#### (参考) 姫路検査登録事務所 検査業務量推移

項目		_		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指	定		整	備	194,357	191,847	201,961	194,773	189,539
継	続	į	検	查	85,491	83,879	86,260	84,268	87,876
新	規	検	查	等	13,309	12,106	11,211	11,337	13,423
指	定	整	備	率	69.45%	69.58%	70.07%	69.80%	68.32%

#### (2) ユーザー車検件数の推移

兵庫陸運部における過去5年間のユーザー車検の推移は、横ばい傾向となっている。 第4表 兵庫陸運部 ユーザー車検件数推移

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
持 込	車検総数	123,854	120,653	120,444	118,664	121,840
그 - 1	ザー車検数	46,528	44,600	45,569	44,541	40,586
그 - +	ザー車検率	37.57%	36.97%	37.83%	37.54%	33.31%

#### (参考) 姫路自動車検査登録事務所 ユーザー車検件数推移

項目    年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
持 込 車 検 総 数	98,800	95,985	97,471	96,670	102,138
ユーザー車検数	34,232	34,040	34,737	34,376	36,424
ユーザー車検率	34.65%	35.46%	35.64%	35.56%	35.66%

# (3) 街頭検査実施状況(令和6年度)

第5表 兵庫県下の実施状況

### 兵庫陸運部

			Н	動人	<u></u>					検		
街頭検査等の区分	実施回数	国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計	検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	査証有効期間切れ車両数	整備命令発令	↑件数
   一般街頭検査	5	14	17	5	64	100	121	0	0	0	法第54条	0
从以此					•						法第54条の2	0
時間外街頭検査	2	18	55	16	0	89	28	7	16	0	法第54条	7
时间川时娱快直		10	33	10	0	03	20	,	10	0	法第54条の2	16
構内検査	87	91	0	95	0	186	2 020	0	7	1	法第54条	0
伸闪快直	67	91		95	U	100	3,839	U	/	ı	法第54条の2	7
合 計	94	123	72	116	64	375	3,988	7	23	1	法第54条	7
	94	123	/2	116	04	3/5	3,900	,	23	ı	法第54条の2	23

#### 姫路自動車検査登録事務所

		出動人員							検 査							
街頭検査等の区分	実施回数	国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計	検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	昼証有効期間切れ車両数	整備命令発令的	牛数				
一般街頭検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	法第54条 法第54条の2	0				
											法第54条 法第54条	0				
時間外街頭検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	法第54条の2	0			
I# 1 14 <del>*</del>			_		_										法第54条	0
構内検査	30	30	0	30	0	60	1,552	0	7	0	法第54条の2	7				
合 計	30	30	0	30	0	60	1 550	0	0 7	0 7	0	法第54条	0			
	30	30	U	30	0	60	1,552	U		U	法第54条の2	7				

## 3 運行管理者資格者証の交付・整備管理者研修、自動車事故報告の状況

#### (1) 運行管理者資格者証の交付

第6表 運行管理者資格者証の交付状況

項目    年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資格者証交付枚数 ( 貨物 )	588	1,106	926	744	636
資格者証交付枚数 (旅客)	129	222	166	145	138
合 計	717	1,328	1,092	889	774

#### (2) 整備管理者研修

第7表 整備管理者研修の実施状況

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
□ /T <del>11</del>	実施回数	18	15	12	15	15
選任前	人 数	655	647	587	602	629
選任後	実施回数	19	24	23	21	20
	人 数	1,191	1,477	1,673	1,766	1,696
合 計	実施回数	37	39	35	36	35
	人 数	1,846	2,124	2,260	2,368	2,325

### (3) 自動車事故報告

第8表 自動車事故報告の状況

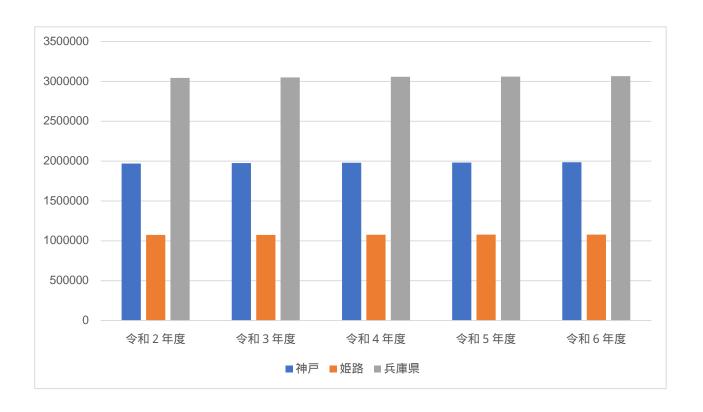
項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
バス	件数	56	73	75	72	90
	死者(人)	2	1	2	0	0
^ ^	重傷(人)	8	6	12	11	11
	軽傷(人)	16	0	9	7	27
	件数	15	9	14	25	19
ハイヤー	死者(人)	4	2	0	3	3
タクシー	重傷(人)	8	7	13	22	11
	軽傷(人)	7	7	4	2	11
	件数	49	41	67	67	95
トラック	死者(人)	10	12	15	11	10
トノック	重傷(人)	18	15	24	23	23
	軽傷(人)	10	13	21	73	23
レンタカー 等	件数	3	0	1	0	0
	死者(人)	1	0	0	0	0
	重傷(人)	2	0	0	0	0
	軽傷(人)	2	0	1	0	0
合 計	件数	123	123	157	164	204
	死者(人)	17	15	17	14	13
	重傷(人)	36	28	49	56	45
	軽傷(人)	35	20	35	82	61

# 兵庫陸運部 登録部門

#### 1 管内自動車保有車両数の現況

兵庫県下の軽自動車を含む自動車保有車両数は、令和6年度は新型コロナウィルス感染症や 半導体の供給不足、一部メーカーの認証不正等の影響が緩和されるなかで対前年比0.17% 増加したが物価高などの影響により新車販売が伸び悩み、保有台数の増加が限定的となってい る。

第1表 自動車保有車両数(登録車(小型二輪車を含む)・軽自動車) (各年度末現在)



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神戸	1969075	1974660	1979795	1981000	1986168
姫路	1074476	1074140	1076704	1078252	1078510
兵庫県	3043551	3048800	3056499	3059252	3064678